

近世公家社会における〈御児〉について

林 大樹

論文要旨

本稿では、近世の朝廷で、天皇や上皇、女院に仕えた〈御児〉について扱う。

〈御児〉についての研究は十分ではない。〈御児〉は元服前の幼い公家の子弟が御所の〈奥〉に出仕した。

筆者はまず、一八世紀前半の有職故実書『光台一覽』の記述について検討した。

近世初頭に、女中や院に養われていた元服前の公家の子弟は、幕府から役料を与えられ公認され、〈御児〉として把握されるようになった。

次に筆者は、〈御児〉の一覽を作成した。〈御児〉は新家、外様小番に属する家から多く選ばれるようになり、出世コースからは外れ ていった。但し、〈御児〉は近習小番衆やその他の廷臣よりも、天皇にとって身近な存在だった。

〈御児〉は天皇・関白・武家伝奏・議奏の合意(朝議)のうえで採用されたが、その人選は奥向のネットワークによっていた。

キーワード【御児 一覽】『光台一覽』役料【奥】

はじめに

近世の朝廷には、天皇や上皇等に仕える〈御児^{おちご}①がいた。天皇と公家衆の間を取り次いだ議奏の日記にも「以児」天皇へ奏上する、等として現れており、朝廷運営上重要な役割を担っていたと考えられる。但し〈御児〉は朝廷の作成した公式成員リストである「補略^②」や「公卿補任」『諸家伝』、民間書肆が発行した名鑑である公家鑑^③には記載されず、その実態には不明な点が多い。まず先行研究での評価をみておきたい。

風俗史家の櫻井秀^{しる}は、近世の随筆や公家日記から〈御児〉の記述を摘記し、河鱈家所蔵「親王小児被召出留」をもとに東宮児の出仕から暇までを概説している^④。また撰家・門跡寺院における〈御児〉の存在にも触れているが、主眼は堂上の童形装束についてであり、〈御児〉自体については概説に留まっている。

右記史料の所蔵者である河幡実英は三条実美の四男で大正天皇の侍従を勤めていた。また服飾を専門とする研究者であり、いくつかの論稿中に〈御児〉について端的かつ的確な記述を残している。

公家衆の小年（但し撰家とか清華とか、大臣家というような上級の公家衆の小年ではなくて、俗に平公家即ち諸家堂上方という方の小年）は禁中の奥即ち將軍家でいうならば大奥に勤仕して表と奥との御用の連絡をした。奥は男禁制の場所であったのである。小年はまた天皇の側近に侍するもので小児とか児と記されているものである。（家蔵の記録、天保八年二月親王小児被召出留の表紙には小児と記し、本文中には東宮児寿賀丸と記してある。）要するに児は天皇の児と東宮即ち皇太子の児があったのである。東宮の児は御学友であった。彼等は黒い総の付いている白い袴を夏冬共に着用し、上方には冬は赤に金糸や色糸で美しい花の紋様、長袖の衣服を着用し、夏は帷子で秋草の文様などせずしそんな文様の着物を着用していた。髪風は稚児輪（頭上に高く左右に輪を作ったもの）であったが、男の子であったからその各の輪は三角形に近い輪であった。この姿を呼んで童形姿と呼ぶ。（拙著有職故実図鑑参照）

オチゴサン 御児様と記す。諸家堂上の小年及び宮中に出仕して天皇側近の御用をなし、或は皇太子の朋友となっていた小年。即ち表から奥へ出入する事の出来る小年である。冬は真紅の花文様の服を着し白い袴をはいた小年。その小年は稚子鬘と

いう三角形のワゲを左右相接しているワゲである。（中略）明治時代及大正初期までかかる小年が侍従職出仕の名の下に奉仕していた。通常の日は銀ボタンの小年用（但しツボンは長い）の服を着し、礼式の日には金ボタンで手首だけ真紅色の裂の二寸程附いた服を着していた。勿論ツボンは長かった。筆者の体験による。

【図1】は「有職故実図鑑」に載る童装束である。（御児）は小袖・長絹を着て、髪型は稚児鬘にし、手には雪洞扇（図は誤って末広で描かれている）を持った。

また山口和夫は天皇外戚である八条隆英等を取り上げ、稚児↓近習↓議奏↓院伝奏という「天皇・院の側近」へと昇進した「稚児」の存在を指摘している。仙波ひとみは近世の有職故実書や近代の回顧録等から「児」に関する記述を抽出し、歴代「児」を多く輩出した家の存在と、大原重徳・東久世通禧等、幕末における「児」出身者の政治的活躍を指摘した。村和明は「堂上公家の近世的履歴」の初発の一例として「児」を捉えている。その他、〈御児〉からの新家取立事例の紹介や、役に対する「児料」の存在、「児」が奥向唯一の男性構成員であること等が明らかにされている。

撰家を除く堂上公家衆は六〇名ほど毎日交代で禁裏御所へ伺候する禁裏小番を担っていたが、寛文三年（一六六三）従来の内々・外様各小番に加えてより天皇の身近に侍る近習小番が新設された。近習は天皇・関白・武家伝奏らによって選抜されていたが、〈御児〉



【図1】 童形尋常夏服姿（左）と同冬服姿（右）
河籾実英編『有職故実図鑑』（東京堂出版，1971）より

は一四、五歳で元服すると即時に近習小番入りする慣例となっていた。

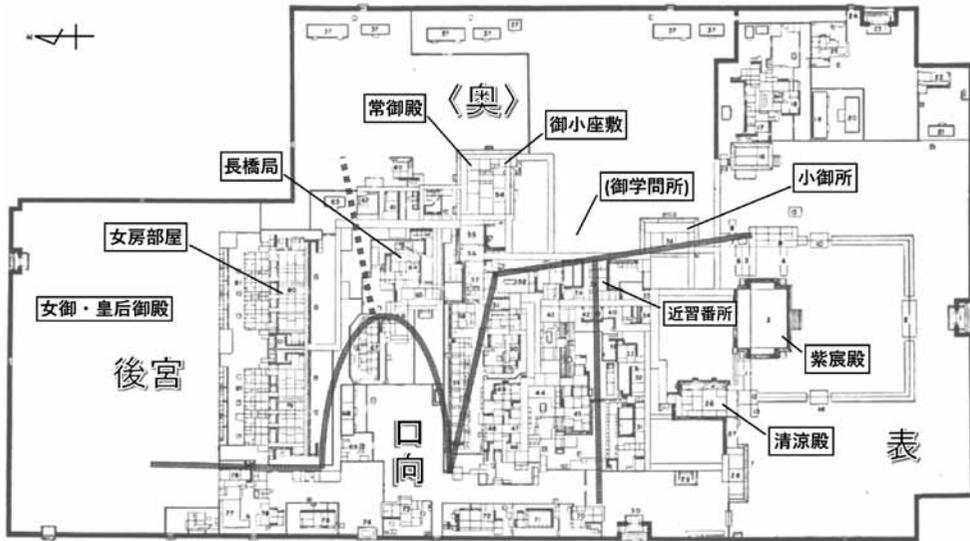
以上の事例からは、〈御児〉＝側近中の側近というイメージを抱きがちである。しかしこのイメージは検討を要する。

河籾の記述に出てくる侍従職出仕は禁中児の職務を引き継いでも

ので、明治四年（一八七二）内ない監、明治二年（一八八九）侍従職出仕と改称された。¹⁵一〇代前半の公家華族の子弟から選ばれ、一日二名ずつ計四名が交代で明治宮殿に出仕し、「御内儀」の女官と「表御座所」の侍従とを取り次ぎ、天皇の日常生活に奉仕した。但し「表」での儀式や拜調、政治的な会議等には同席せず、普段は簡単な掃除等の小用をさせられていた。居眠り・イタズラ等、子供らしい失敗をしかし天皇から叱られることもあったという。一五、六歳になると正式な侍従となるか引退するか選べたというが、殆どは侍従とならずに宮仕えを辞している。大正一〇年（一九二一）一月七日、宮内省官制改正により廃止された。¹⁶

また江戸幕府の場合、「奥」における將軍の日常生活は旗本役の小性衆によって支えられていたが、政務には一切関わらず、榮譽職的な面があったという。¹⁷但し、元服後に出仕し既に成人している点で〈御児〉と大きく異なる。

近世の禁裏御所は紫宸殿等の国家的儀礼（朝儀）の場である「表」、天皇の生活空間である「奥」（御内儀）、財政を管理する「口向」にわかれていたとされる。¹⁸このうち「奥」には、江戸城の「奥」（いわゆる中奥）にあたる空間（本稿では〈奥〉とする）と、大奥にあたる後宮とが、必ずしも厳密ではないがわかれていた（図2）。「奥」には定例の行事（読書始・歌会等）や天皇と公卿との対面が行われた御学問所、天皇が日常起居する常御殿及びその一室にあたる御小座敷などが含まれる。後述するが、〈御児〉たちは後



【図2】 禁裏御所の表・〈奥〉・後宮・口向
 「寛政度御造営内裏平面図」(藤岡通夫『新訂京都御所』中央公論美術出版, 1987) に加筆

宮で生活し、〈奥〉でのみ天皇に奉仕していた。活動場所が限定されていたこと、雑用に従事したこと、政治に関与しないこと等、〈御見〉と侍従職・幕府小性衆との共通点は多く、時代・場所の違いを考慮する必要はあるが、〈御見〉の活動内容をイメージすることができる。

本稿では、〈御見〉の起源を考察するとともに、諸史料から〈御見〉の補任事例を抽出し、その選定基準(家格・親疎等)を検討する。また役料給付についても再検討し、具体的な業務内容を明らかにすることで、近世の朝廷における〈御見〉の存在意義・性格を考察したい。

一 〈御見〉の概要

1 「光台一覽」

『光台一覽』は朝廷・公家社会・对幕府交渉に関する有職書で、奥書には「光台一覽五卷、雖最賢恐多御事也、宮中殿上之沙汰因深切之執心、不顧後難令書記之候、曾不才悪筆人之嘲、又所憚也、努々不可有他見、不可話談者也」とあり、「閑院冬嗣公二十六代正統勸修寺従一位故内大臣晴豊公御男/伊達讚岐守豊房朝臣曾孫 伊達隠士某」(史料引用中の/)は改行。以下同)による著作とされている。元文二年(一七三七)に没した中御門上皇を「中御門院」の追号で記しているため、それ以降の成立である。延享二年(一七四五)

「藤原賀生拜書」とする写本が流布している。早稲田大学図書館所蔵本のみ「伊達隠士」を「隠士伊達玄庵」と記す。⁽²⁰⁾玄庵・賀生については不詳だが、内容は詳細で、各所に実際にやりとりされた文書が引用されている。勸修寺晴豊（一五四四～一六〇二）の三男は初め行源と号し「愛宕大善院」（現在の京都愛宕神社）に入寺したが還俗、武士となり「伊達讚岐守」と称したという（「勸修寺家譜」東大史料所蔵）。元和五年（一六一九）一月二日に没している。⁽²¹⁾娘は淀城主永井家家臣松山八郎兵衛に嫁ぎ主水を産んでいる。⁽²²⁾

また、仙台伊達家から松平忠輝に付属された伊達讚岐守光之と同一人物である可能性も指摘されている。⁽²³⁾京極宮家に仕えた有職故実家速水房常のように、玄庵も曾祖父の浪人後代々京都に住み、武家伝奏や議奏等の堂上家に入りし有職故実家となっていたのではないか。一八世紀前半、桜町天皇・徳川吉宗期の公家社会の認識を知ることのできる史料といえる。

【史料一】『光台一覽』卷之二⁽²⁴⁾（丸数字は後述の説明と対応）

（前略）是等は皆長橋殿御預り女中也、①扱又天子御側ちかく御児を召仕はる、事あり、廿石に御仕着を下さる、是も長橋殿御預り御世話物なり、凡局方は長橋殿家領地方二百石余、勢沢山、典侍方より内侍方百五十石なり、百石より少知は無之、皆地方にて拝領物なり、其の上官途の余勢御配り物拝領物多く有之、勝手能也、

②御児は不勝手なり、然るに女中御傍輩様方、多く月に一度二

度の御灸下り或は御神事負又は故障などの御里下り、万端時々節々の音信贈答に失墜多く、里元より入たて無之候へは難相續に付、御児に出す事を好さる事なりしか、③首尾よく勤課すれば元服して新規に公家一軒御取立成され、三十石に三人扶持之切米拝領し、従三位を先途官にして一家立事なり、④又才智博学書筆弁口よき仁は其器量を撰ひ出され、役付忝して大中納言に歴任し、百石二百石の領知拝領のともからも俣ある事なれとも、⑤末子を院家の弟子につかはし沙門になさんよりは少々の入たてして御奉公に出されたる事なりしか、⑥近年は新家御取立之事関東に御不得心之気色御沙汰有之、天子の御心にも任かたく、其上末たのみなき御奉公なれば、親もとより入たてして御奉公に出す事を望まず、⑧惣領の嫡子は御児をひさしく勤ぬれば叙爵延引し官途後れ候事をいとひて、御児に出す人無之なり、⁽²⁵⁾「十七八才比まで御児にて召仕はる、故、官途延引するなり」（後略）

『光台一覽』の説明によると、〈御児〉は①勾当内侍^{こうとうないし}（長橋局）の預かりで、役料二〇石と装束が支給される。役得の多い勾当内侍と違い②音信・贈答等で生計が苦しく、実家からの援助が必須で忌避されがちである。③勤め方次第で元服後に三〇石三人扶持・極位従三位の新家取立の可能性もあり、④能力次第で「役付」（武家伝奏・議奏等）して納言まで昇進し、知行取となることも稀にある。⑤次男以下を出家させ院家（門跡寺院等に付属する子院、及びその主）

とするよりは費用はかかっても(御児)としてきた。しかし⑦「近年」は幕府が新家取立を承知せず、天皇の思うようにいかない。⑧跡継ぎの嫡男は(御児)になれば官位昇進が遅れるので出仕する者もない、という。

以下、挙げられた諸点について検討していく。

2 近世前期の(御児)

室町期に整備された禁裏小番制は、公家の在国・絶家の増加等により元服前の若年者も加えざるを得なくなる。田中暁龍のまとめによると、長享二年(一四八八)の鷲尾伊佐々丸隆康(四歳)、慶長四年(一五九九)の高倉千地丸永慶(九歳)、同一二年の竹屋竹丸光長(一二歳)等の稚児が元服前から小番に出仕していた。また後世の史料によるものの、後陽成天皇(在一五八六―一六一二)の頃から小番出仕が一五歳以上とされるようになったという。

【史料二】「宣順卿記」慶安四年(一六五二)二月一〇日条

十日、当(中御門)家近臣《当時内々ト云》之事、自故大納言殿(小番)、子細(中御門)ハ故大納言殿(高良卿) 自幼少《九才童形》昼夜依召仕也《本院御三才ヨリ》 《》内は割注。以下同

【史料三】『時慶卿記』慶長九年(一六〇四)九月一四日条²⁷⁾

十四日 天晴、(中略)
一、金(幸十世)、親王御方へ奉公分也、御樽二荷三種進上候、今夜八則泊候、息女糸馳走也、女御殿(近衛前子)・政所殿へ申入、女院御所へモ

内々申入候、(後略)

慶長三年(一五九八)二月、中御門宣隆(のち尚良、九歳)が従五位下に叙爵されるが、この年後陽成天皇の三宮(のちの後水尾天皇、当時三歳)に童形で出仕するようになったという。また慶長九年九月、西洞院時慶の次男金千世(のち金丸、平松時庸^{ときつね}、六歳)は儲君政仁親王(後水尾)御所へ定期的に宿直することとなった。

後水尾は慶長五年に儲君扱いを受けるようになるが、中御門と平松はのちの東宮児の原型と言える。

元和八年(一六二二)八月二三日、前右大臣花山院定熙の孫定逸(まだと)(一三歳)が元服した際、後水尾天皇の勅旨により新家を興し野宮と号した²⁸⁾。定逸は「院様御部屋衆上り也」²⁹⁾とされ、後水尾の天皇在位中に禁中児を勤めていたと考えられる。また寛永三年(一六二八)後水尾天皇の二条城行幸の行列中、手輿に乗る「きん里(禁裏)御ちよちうかた」の内に「おちこ」^(御児)計七名の記載があり、「女院様女中衆」にも「おちこ」一名が随行している³⁰⁾。

東福門院和子付武家天野長信の職務記録である「大内日記」の寛永十二年(一六三五)二月六日条には幕府からの「寛永十一年分の配当米が記録されているが、そのなかで「百貳拾石者 御児達八人之御配当」とされており、一人あたり一五石となる。仙洞(後水尾)の(御児)は別の箇所に含まれているため、八名は禁裏(明正天皇)に仕えていたと考えられる。なお、この年東福門院女中の子下津琳徳が六歳で女院に童形出仕しているが、同一〇年一四歳の時

に女院から武家となるか公家となるかを問われ、徳丸と号し後水尾上皇に出仕、「小児料」三〇石三人扶持を拝領したという。徳丸は翌年女院執奏により新家取立となり、元服し東久世通廉と名乗った。⁽³¹⁾ 院の「小児料」を拝領するまでは幕府からは無給だったと考えられる。また石井家初代当主行豊は承応三年（一六五四）二歳のとき叔母で東福門院上臈の西洞院行子（石井局）に引き取られ、元服後新家取立を許されており（「石井家譜」東大史料所蔵）、院中児か女院児だったのではないか。

同じ配当米の内、「九百九拾石者 院参之御公家衆廿八人之配当」とされており、後水尾院参衆は一人あたり三〇石三人扶持を幕府から支給されていた。堂上新家には蔵米三〇石三人扶持の家が多く、「小児料」を家領として取立てられた家である可能性が高い。在京幕府役人によって享保三年（一七一八）編纂されたとみられる『雲上當時鈔』の「御取立新家之事」には「御取立と云は、其ノ御代、諸家の次男或は庶子等、童躰の間、殿上に勤仕ありて、御奉公の勞によりて、其ノ本家の古例を引給ひて、新夕に一家御取立あるを云也」とあり、後水尾から東山天皇期にかけて取立てられた梅小路・風早・町尻・岡崎・芝山・園池・池尻・桜井・豊岡・高丘・清岡・堤・東久世・長谷・外山・桑原・石野・穂波・六角・錦織・交野・石山・山井・入江・北小路（名家）・沢・大原・藤井・高松・八条の三〇家を挙げている。取立経緯の不明な家もあるが、多くは〈御児〉からの取立である。この他、明暦三年（一六五七）一三歳で元

服した萩原員従も、萩原家の養子となる前は後西天皇の禁中児を勤めていたという。⁽³²⁾

大幅に規模を縮小していた朝廷は、近世の統一政権の支援により再編が進められた。近世初頭は、禁裏・仙洞・女院等群立する御所に奉仕させるため、公家の子弟が積極的に取り立てられていた。⁽³³⁾ 新家取立・旧家再興に先立ち、未成年者は〈御児〉として登用され、元服後は院参衆あるいは堂上新家として取り立てられた。朝廷構成員の増加によって小番出仕年齢の下限も定まり、未元服の出仕者を〈御児〉として区別するようになっていったと考えられる。

3 〈御児〉一覽

【表】は、「執次詰所日記」から役職の任免等の記事を抄出した「禁裏詰所日記部類目録」⁽³⁴⁾や、明治初年に各華族が明治政府へ提出した家譜、日記・記録類から〈御児〉の任免をまとめた一覽表である。史料の残存状況から、初期を中心に不明な点も多い。律令官・令外官をまとめた『公卿補任』『職事補任』等は古くから朝廷によって公式に書き継がれ、近世中後期には武家伝奏・議奏・近習小番・禁中諸奉行等の役職就任者も私的にリスト化されるようになっていた。上皇に仕える院参衆に至っては公家鑑に掲載され、毎年更新されていた。〈御児〉に関してはこのような一覽表は管見の限り見当たらず、通時的な把握はなされていなかったと考えられる。⁽³⁵⁾

基本的には禁裏に二名、仙洞・東宮に一名ずついた。女院・中宮

元服年月日(齡)	前任	後任	備考	家格等	経歴
慶長18年(1613)〈15〉2.23	東宮兒?	元服・昇殿・従五位上侍従?	次男、新家取立	半旧内近知	東見
元和8年(1622)〈13〉8.23	?	元服・昇殿・禁色・兵部大輔・新家取立?	新家取立、「五人衆」	清旧内一知	武・院
?					
正保4年(1647)〈13〉9.20	?	元服・昇殿・従五位上侍従	新家取立、初期近習、元服時中院通純猶子	臣旧内非知	近・議・院
万治元年(1658)〈13〉4.23	?	元服・昇殿・従五位上左兵衛権佐?	次男、新家取立	名旧内九知	五
明暦3年(1657)〈13〉11.2	?	元服・昇殿・右衛門佐	次男、明暦3.10/28養子、新家取立	半新内近知	院
寛文10年(1670)〈13〉3.18	?	元服・昇殿・正五位下侍従?	東山外戚(叔父)、寛文5.3/16従五位上(童形)	羽旧内一知	近・頭・院
延宝2年(1674)〈14〉5.21	?	元服・昇殿・従五位上侍従	養子	羽新外非知	近・議
天和2年(1682)〈14〉12.29	?	元服・昇殿・侍従	新家取立	羽新内一藏	
貞享3年(1686)〈13〉閏3.26	召出	元服・昇殿・侍従?	次男、貞享元年兄没	半旧内近知	
元禄5年(1692)〈14〉11.27	?	元服・昇殿・弾正大弼	次男、養子	羽新外鷹知	院
元禄10年(1697)〈15〉2.16	?	元服・昇殿・侍従	次男、新家取立、叙爵遷及	名新外近藏	近・東
元禄14年(1701)〈14〉2.13	?	元服・昇殿・従五位上侍従		羽新外非知	近・議・院
宝永2年(1705)〈14〉2.11	—	元服・昇殿・従五位上侍従	兄養子	名旧内近知	
正徳元年(1711)〈16〉4.6	—	退出	次男、継嗣となり退出	清旧内一知	近
宝永4年(1707)〈14〉11.27	?	元服・昇殿?	兄代カ	半新外一藏	近
正徳元年(1711)〈14〉2.13	—	元服・昇殿・従五位上・近習	新家取立	羽新外非知	近
正徳元年(1711)〈13〉3.26	?	退出?	次男、宝永7.9/11坊城家相続	名旧内九知	近・議
宝永6年(1709)〈14〉5.26	—	元服・昇殿・侍従	新家取立	半旧内九知	近・東
正徳5年(1715)〈14〉2.27	東宮兒	元服・昇殿・従五位上侍従	次男、中御門外戚(叔父)、新家取立	羽新内近藏	近・議・東見・東・院・院伝
正徳4年(1714)〈14〉11.26	—	元服・昇殿・従五位上侍従・近習	「昵近召御内儀」、宝暦事件	羽新内一知	近
享保4年(1719)〈13〉11.26	—	元服・昇殿・従五位上侍従・近習	「辰丸替」	羽新外九知	近
享保2年(1717)〈15〉2.4	?	元服・昇殿・従五位上侍従・近習?	養子	羽新外鷹藏	近・議・東・院
享保5年(1720)〈13〉11.27	仰出	暇、元服・昇殿・従五位上侍従	兄養子、宝暦事件	羽新外非藏	近・議・東・三卿・院
享保8年(1723)〈14〉12.24	仰出	暇、元服・昇殿・従五位上治部権大輔		半旧内九知	近・議・院
享保11年(1726)〈14〉11.23	仰出	暇、元服・昇殿・従五位上侍従		羽新外近藏	近・東・院
享保13年(1728)〈14〉11.18	仰出	暇	病免	半新外一知	近
享保18年(1733)〈15〉6.22	仰出	暇、元服・昇殿・従五位上侍従	「閑窓自語」	羽新外近知	近
享保13年(1728)〈14〉11.27	召出	暇、元服・昇殿・従五位上侍従	兄養子、兄代、宝暦事件	羽新外近藏	近・院
享保20年(1735)〈14〉正.28	仰出	暇、元服・昇殿・従五位上侍従・近習	兄代、宝暦事件	羽旧内九知	近・議・東・院
元文3年(1738)〈15〉5.9	仰出	暇、元服	養子、兄代、宝暦事件	羽新内近知	近・院
元文4年(1739)〈14〉6.28	仰出	元服・昇殿・備中権介、兵部少輔、近習		名新外二藏	近・東
享保20年(1735)〈14〉11.18	東宮兒	暇、元服・昇殿・従五位上侍従・近習	嫡子、元文3.正/12櫛笥家相続	羽新内近藏	近・東見
元文5年(1740)〈14〉10.29	御雇・仰出	元服・昇殿・従五位上左衛門権佐	兄代、宝暦事件	名旧内九知	近・五・頭
寛保3年(1743)〈14〉12.7	仰出	暇、元服・昇殿・従五位上侍従・近習	元文3.7/5父没、兄代、宝暦事件	半旧内近知	近・院
延享2年(1745)〈14〉閏12.26	仰出	暇、元服・昇殿・従五位上右京大夫・近習	次男、寛保2.6/13養子、延享2.10/8養父没	羽新外九藏	近・院
宝暦元年(1751)〈14〉12.7	東宮兒	退出、元服・昇殿・従五位上右馬頭・近習	兄代、宝暦事件	羽新外近藏	近・東見
寛延2年(1749)〈14〉11.27	仰出	院中兒		羽新内近知	近・院・院見
宝暦7年(1757)〈14〉3.1	仰出	下、元服・昇殿・従五位上大藏大輔・近習?		羽新外鷹藏	近
宝暦8年(1758)〈15〉10.18	仰出	暇、元服・昇殿・従五位上侍従・近習	桃園外戚(従弟)	羽新内九知	近
明和元年(1764)〈16〉閏12.25	雇	退出	天皇死去により暇	名旧内九知	近・五・頭・議・東

【表】 〈御児〉 一覧

No.	名 前	幼 名	叙爵年月日(齡)	任命年月日(齡)	天皇	退任年月日(齡)
1	西洞院(平松)時興(時庸)	金丸	慶長12年(1607)〈9〉正.15	慶長16年(1611)〈13〉?	後水尾	慶長18年(1613)〈15〉?
2	花山院(野宮)定逸		元和6年(1620)〈11〉3.3	?(16??)〈〉	後水尾	元和8年(1622)〈13〉?
3	?		?	?	明正	?
4	中院(愛宕)通福	ヤス丸	寛永20年(1643)〈9〉6.16	?(164?)〈〉	後光明	正保4年(1647)〈13〉9.20
5	勸修寺(海住山・穂波)経尚		承応元年(1652)〈7〉10.26	?(165?)〈〉	後西	万治元年(1658)〈13〉?
6	富小路 信成→萩原 員従		明暦元年(1655)〈11〉12.15	?(16??)〈〉	後西	?(16??)〈〉
7	松木 宗顕		寛文2年(1662)〈5〉正.5	寛文5年(1665)〈8〉?	靈元	寛文10年(1670)〈13〉?
8	西郊→武者小路 実陰		寛文8年(1668)〈8〉9.28	寛文8年(1668)〈8〉?	靈元	延宝2年(1674)〈14〉?
9	葉川 基信(石山 師香)		延宝5年(1677)〈9〉	?(167?)〈〉	靈元	天和2年(1682)〈14〉?
10	西洞院 時光		延宝8年(1680)〈7〉12.23	貞享元年(1684)〈11〉6	靈元	貞享3年(1686)〈13〉?
11	藤谷 相孝→竹内 惟永	安丸	貞享元年(1684)〈6〉正.5	?(168?)〈〉	東山	元禄5年(1692)〈14〉?
12	三室戸→北小路 徳光	友丸	元禄9年(1696)〈14〉7.5	?(16??)〈〉	東山	元禄10年(1697)〈15〉?
13	武者小路 公野	重丸→虎丸	元禄6年(1693)〈6〉12.25	?(169?)〈〉	東山	元禄14年(1701)〈14〉?
14	柳原 資義→資亮		元禄13年(1700)〈9〉12.25	元禄14年(1701)〈10〉2.24	東山	宝永2年(1705)〈14〉?
15	今出川 清季(公詮)	忠丸	宝永2年(1705)〈10〉2.4	宝永2年(1705)〈10〉2.5	東山	宝永3年(1706)〈11〉2.5
16	清岡 致長?		宝永4年(1707)〈14〉12.23	?(170?)〈〉	東山	宝永4年(1707)〈14〉?
17	武者小路→高松 重季	久丸	宝永3年(1706)〈9〉2.8	宝永3年(1706)〈9〉2.12	東山	正徳元年(1711)〈14〉?
18	勸修寺 忠康(坊城 俊将)	数丸(賀寿丸)	宝永3年(1706)〈8〉12.23	?(170?)〈〉	東山	宝永7年(1710)〈12〉?
19	五辻→大原 栄顕	梅丸	宝永5年(1708)〈13〉12.27	宝永4年(1707)〈12〉12.4	東山	宝永6年(1709)〈14〉?
20	八条 隆英	米丸	宝永3年(1706)〈5〉正.5	宝永6年(1709)〈8〉?	中御門	正徳5年(1715)〈14〉?
21	岩倉 具備(恒具)	辰丸	宝永元年(1704)〈4〉7.24	宝永7年(1710)〈10〉5.12	東山	正徳4年(1714)〈14〉11.26
22	堀河 康行	藏丸	正徳元年(1711)〈5〉2.11	正徳4年(1714)〈8〉11.7	中御門	享保4年(1719)〈13〉?
23	高丘→芝山 季憲(重豊)		正徳元年(1711)〈9〉2.11	?(170?)〈〉	中御門	享保2年(1717)〈15〉?
24	東久世 通積	五十丸	正徳3年(1713)〈6〉8.28	正徳5年(1715)〈8〉2.11	中御門	享保5年(1720)〈13〉10.21
25	五辻 盛仲	良養丸	享保2年(1717)〈8〉12.8	享保4年(1719)〈10〉11.9	中御門	享保8年(1723)〈14〉11.12
26	園池 房季	盛丸	享保2年(1717)〈5〉正.21	享保5年(1720)〈8〉11.1	中御門	享保11年(1726)〈14〉10.16
27	倉橋 泰孝	龟丸	享保9年(1724)〈10〉正.26	享保8年(1723)〈9〉12.19	中御門	享保9年(1724)〈10〉12.30
28	裏辻 公風	五百丸	享保9年(1724)〈6〉正.6	享保10年(1725)〈7〉3.15	中御門	享保18年(1733)〈15〉6.15
29	町尻 兼久(説久)	久馬丸	享保4年(1719)〈5〉12.26	享保11年(1726)〈12〉4.2	中御門	享保13年(1728)〈14〉11.11
30	綾小路 有美	瀧丸	享保10年(1725)〈4〉正.6	享保14年(1729)〈8〉正.22	中御門	享保20年(1735)〈14〉正.23
31	高野 隆古	槌丸(鎚丸)	享保17年(1732)〈9〉12.27	享保18年(1733)〈10〉6.18	中御門	元文3年(1738)〈15〉4.21
32	岡崎 国栄	藤丸	享保15年(1730)〈5〉12.26	享保20年(1735)〈10〉2.5	中御門	元文4年(1739)〈14〉?
33	八条(櫛笥)隆周	米丸	享保11年(1726)〈5〉正.5	享保20年(1735)〈14〉3.21	桜町	享保20年(1735)〈14〉10.7
34	坊城 俊逸	寿丸	享保14年(1729)〈3〉正.9	享保20年(1735)〈9〉10.1	桜町	元文5年(1740)〈14〉閏7.10
35	西洞院 時名	千代丸	享保17年(1732)〈3〉12.27	元文3年(1738)〈9〉3.29	桜町	寛保3年(1743)〈14〉10.2
36	山本→高松 実逸	甚丸	元文5年(1740)〈9〉12.24	寛保元年(1741)〈10〉2.21	桜町	延享2年(1745)〈14〉閏12.22
37	町尻 兼望(説望)	久馬丸	寛保2年(1742)〈5〉7.1	延享4年(1747)〈10〉5.2	桃園	宝暦元年(1751)〈14〉12.2
38	八条 隆輔	房丸	元文5年(1740)〈5〉12.24	延享元年(1744)〈9〉4.13	桃園	延享4年(1747)〈12〉?
39	高丘 紹季	梅丸	寛延2年(1749)〈6〉正.5	宝暦元年(1751)〈8〉5.9	桃園	宝暦7年(1757)〈14〉2.29
40	姉小路 実茂	房丸	寛延元年(1748)〈5〉12.22	宝暦2年(1752)〈9〉11.24	桃園	宝暦8年(1758)〈15〉10.13
41	甘露寺 篤長	多喜丸	宝暦元年(1751)〈3〉12.22	宝暦7年(1757)〈9〉9.12	桃園	宝暦12年(1762)〈14〉11.24

明和2年(1765)〈14〉10.29	仰出	元服・昇殿?		半新外近知	近・院
明和7年(1770)〈14〉11.18	雇	元服?	次男、明和6.10/27養子相続	名旧内近知	近・院
安永6年(1777)〈14〉11.22	上	元服・昇殿・従五位上中務権大輔・近習		名新外近藏	近・議
安永3年(1774)〈13〉11.25		元服・昇殿・従五位上内藏頭・近習		羽旧内近知	近・議・武
天明元年(1781)〈14〉3.10	—	暇、元服・昇殿・従五位上・近習?		羽新外九知	近
天明4年(1784)〈14〉12.6	—	元服・昇殿・従五位上兵部権少輔・近習?		名新外近知	近・五
天明6年(1786)〈14〉8.27	召抱	退出		羽新内一知	近
天明7年(1787)〈14〉12.19	召出	退出		羽新外非藏	近
寛政4年(1792)〈16〉2.7	御雇	元服・近習	次男、御雇?	名新外近知	近・院
寛政4年(1792)〈13〉12.24	「候」	元服・昇殿・近習	賜名	名旧内近知	近・五・頭・議・武・東・三卿
寛政9年(1797)〈14〉11.26	召出	元服・昇殿	賜名	名新外近藏	近・院・院評
享和元年(1801)〈14〉11.26	—	暇、元服・昇殿・従五位上周防権介・近習	遊興訓戒	羽新外近藏	近
享和3年(1803)〈15〉12.17	—	元服・昇殿・従五位上左馬権頭・近習	「家譜」誤謬	名新外近藏	近・東・院
文化2年(1805)〈15〉12.15	—	暇、元服・昇殿・従五位上越前権介・近習	18028/16弘め	羽新外九藏	近・院
文化3年(1806)〈15〉12.19	—	元服・昇殿・従五位上治部権大輔・近習		羽新外非藏	近・院・院評
文化8年(1811)〈15〉12.25	—	元服・昇殿・従五位上越後権介・近習		名新外近知	近・五・院
文化11年(1814)〈15〉3.15	—	元服・昇殿・従五位上宮内大輔・近習	児芳で権大納言	名新外近知	近・五・議・院
文化12年(1815)〈15〉12.19	—	暇、元服・昇殿・従五位上大和権介・近習	12/召出	羽新内一藏	近・院・御用・参与
文政元年(1818)〈14〉12.26	—	院中児		羽新内鷹知	院・院児
文政3年(1820)〈14〉12.8	?	元服・昇殿・従五位上越後権介・近習	家譜なし	名新外近藏	近・東
文政4年(1821)〈12〉12.4	?			羽旧内九知	近
文政10年(1827)〈14〉12.14	召出	元服・昇殿・従五位上近江権介・近習	88卿	名新外近藏	近・参政
文政10年(1827)〈15〉3.7	召出	退出、元服・昇殿・従五位上勘解由使次官・近習		名新外鷹藏	近
天保2年(1831)〈14〉12.16		元服・昇殿・従五位上・近習		羽新外近藏	近
天保6年(1835)〈15〉3.5	?	暇	密子・養子	羽新外近知	近
天保5年(1834)〈14〉12.5	—	元服・昇殿・従五位上・近習近習		羽新外近藏	近
天保10年(1839)〈14〉12.5	—	元服・昇殿・従五位上近江権介・近習		羽新内近知	近・東
?(18??)〈〉				?	
弘化2年(1845)〈14〉12.17	—	元服・昇殿・従五位上越後権介・近習		名新外近藏	近
弘化4年(1847)〈15〉3.23	—	元服・昇殿・従五位上備後権介	家譜12/5召出	羽新内一藏	近
?(184?)〈〉	召出	?	次男、のち若江家養子	名新内近知	
嘉永3年(1850)〈14〉12.17	—	元服・昇殿・伊勢権介・従五位上・近習	養父故人	名新外九藏	近
弘化4年(1847)〈15〉3.11	東宮児	元服・昇殿・従五位上・近習	七卿	羽新外非藏	近・東児・参政・参与
×	「被召」	没		羽新外近藏	
嘉永6年(1853)〈12〉12.2	候	元服・昇殿・従五位上・近習	父故人、四好二嬪	半旧内近知	近
安政5年(1858)〈14〉12.15	「召出」	従五位上・勘解由次官・近習		名新外近藏	近
安政3年(1856)〈14〉12.7	?	元服・昇殿・従五位上・近習?	禁門の変	羽新内一藏	近・参与
安政4年(1857)〈14〉10.11	?	元服・昇殿・越前権介?		羽新外鷹藏	近
文久2年(1862)〈15〉3.24	—	元服・近習		羽新内一藏	近・参与
慶応2年(1866)〈16〉3.14	—	免	実父連座	羽新内一知	近
?(18??)〈〉		退出、元服		羽新外近藏	近
明治2年(1869)〈15〉2.7	—	免、元服・昇殿・従五位上・近習		羽新外鷹藏	
明治4年(1871)〈15〉3.13	—	元服・昇殿?		羽新内非知	
?(18??)〈〉				?	
?(18??)〈〉				?	
慶応2年(1866)〈16〉3.14	再	暇、元服・昇殿・従五位上・近習	依元服	羽新内一知	近
慶応3年(1867)〈10〉?	「出勤」	元服・新家取立?	次男、新家取立	名旧内九知	
慶応3年(1867)〈10〉?	再	免	新家取立	名新藏	

近世公家社会における〈御児〉について

42	石井 行文	房丸	宝暦8年(1758)〈7〉正.5	宝暦9年(1759)〈8〉5.3	桃園	明和2年(1765)〈14〉?
43	柳原 淳吉→岩倉 家具(具選)	弥松丸→藤丸	宝暦13年(1763)〈7〉2.25	明和2年(1765)〈9〉8.8	後桜町	明和7年(1770)〈14〉?
44	豊岡 和資		明和6年(1769)〈6〉正.5	安永2年(1773)〈10〉2.17	後桃園	安永6年(1777)〈14〉?
45	山科 忠言		明和元年(1764)〈3〉12.15	?(177?)〈〉	後桃園	安永3年(1774)〈13〉?
46	大宮 盛季	善丸	明和8年(1771)〈4〉正.22	安永4年(1775)〈8〉5.7	後桃園	安永9年(1780)〈13〉2.29
47	裏松 明光	福丸→直丸	安永4年(1775)〈5〉正.5	安永7年(1778)〈8〉5.25	後桃園	天明4年(1784)〈14〉?
48	野宮 定顕	多喜丸→藤丸	安永4年(1775)〈3〉正.19	安永9年(1780)〈8〉2.28	光格	天明6年(1786)〈14〉8.26
49	高松 公祐	千松丸→梅丸	安永7年(1778)〈5〉正.28	天明4年(1784)〈11〉12.19	光格	天明7年(1787)〈14〉12.17
50	裏松 和光(堀河親実)		天明7年(1787)〈11〉2.27	天明4年(1784)〈8〉	光格	寛政4年(1792)〈16〉?
51	日野 資愛	賀丸→桐丸	天明2年(1782)〈3〉10.25	天明6年(1786)〈7〉8.28	光格	寛政4年(1792)〈13〉?
52	外山 光施	幸丸→柳丸	天明8年(1788)〈5〉12.24	寛政4年(1792)〈9〉閏2.28	光格	寛政9年(1797)〈14〉?
53	山井 氏興	友丸→桂丸	寛政4年(1792)〈5〉10.19	寛政6年(1794)〈7〉10.11	光格	享和元年(1801)〈14〉11.22
54	豊岡 治資	直丸→秋丸	寛政5年(1793)〈5〉正.5	寛政9年(1797)〈9〉12.23	光格	享和3年(1803)〈15〉12.11
55	風早 公元	種丸	寛政7年(1795)〈5〉正.5	享和元年(1801)〈11〉12.19	光格	文化2年(1805)〈15〉12.10
56	東久世 通岑	俣丸	寛政6年(1794)〈3〉5.20	享和3年(1803)〈12〉12.11	光格	文化3年(1806)〈15〉?
57	日野西 光暉	善丸	寛政12年(1800)〈4〉正.5	文化2年(1805)〈9〉12.25	光格	文化8年(1811)〈15〉12
58	裏松 恭光		文化元年(1804)〈5〉5.13	文化3年(1806)〈7〉	光格	文化11年(1814)〈15〉?
59	大原 重徳	常丸	文化2年(1805)〈5〉4.7	文化6年(1809)〈9〉9.13	光格	文化12年(1815)〈15〉12.13
60	梅溪 通師(通修)	菊丸	文化4年(1807)〈3〉7.26	文化8年(1811)〈7〉12.7	光格	文化14年(1817)〈13〉3.22
61	外山 光親		文化8年(1811)〈5〉12.21	文化14年(1817)〈11〉?	仁孝	文政3年(1820)〈14〉?
62	鷲尾 隆恭		文化14年(1817)〈8〉3.17	?(18??)〈〉	仁孝	文政4年(1821)〈12〉?
63	豊岡 随資		文政元年(1818)〈5〉正.5	文政3年(1820)〈7〉11.20	仁孝	文政10年(1827)〈14〉?
64	堤 言長		文政4年(1821)〈9〉8.2	文政4年(1821)〈9〉12.11	仁孝	文政10年(1827)〈15〉3.1
65	石野 基安		文政5年(1822)〈5〉12.28	?(18??)〈〉	仁孝	天保2年(1831)〈14〉?
66	裏辻 季忠(公愛)	益丸	文政11年(1828)〈8〉7.11	文政11年(1828)〈8〉?	仁孝	天保元年(1830)〈10〉10.28
67	園池 公宣		天保元年(1830)〈10〉12.19	天保元年(1830)〈10〉12.23	仁孝	天保5年(1834)〈14〉?
68	八条 隆声	楸丸	天保元年(1830)〈5〉正.5	天保5年(1834)〈9〉11.26	仁孝	天保10年(1839)〈14〉?
69	?	栄丸	?(18??)〈〉	?(18??)〈〉	仁孝	?(18??)〈〉
70	北小路 随光	忠丸	天保7年(1836)〈5〉正.15	天保10年(1839)〈8〉4.17	仁孝	弘化2年(1845)〈14〉?
71	大原 重実(綾小路 俊実)	常丸	天保8年(1837)〈5〉正.21	天保10年(1839)〈7〉12.13	仁孝	弘化4年(1847)〈15〉?
72	平松(若江) 範忠		?	天保11年(1840)〈14〉	仁孝	?(184?)〈〉
73	穂波 経度	孟丸	弘化2年(1845)〈9〉正.5	弘化2年(1845)〈9〉12.1	仁孝	嘉永3年(1850)〈14〉?
74	東久世 通禱	保丸	天保6年(1835)〈3〉10.29	弘化3年(1846)〈14〉2.13	孝明	弘化4年(1847)〈15〉?
75	園池 実善		弘化4年(1847)〈9〉3.21	弘化4年(1847)〈9〉3.29	孝明	嘉永元年(1848)〈10〉?
76	富小路 敬直		弘化元年(1844)〈3〉12.14	嘉永元年(1848)〈7〉12.14	孝明	嘉永6年(1853)〈12〉?
77	豊岡 健資		嘉永2年(1849)〈5〉11.27	嘉永6年(1853)〈9〉11.15	孝明	安政5年(1858)〈14〉?
78	石山 基正		嘉永3年(1850)〈8〉11.29	?(185?)〈〉	孝明	安政3年(1856)〈14〉?
79	入江(藤谷) 為遂?		安政3年(1856)〈13〉9.7	?(185?)〈〉?	孝明	安政4年(1857)〈14〉?
80	大原 重朝	常丸	安政元年(1854)〈7〉4.5	安政3年(1856)〈9〉12.9	孝明	文久2年(1862)〈15〉?
81	岩倉 具成→具定1	周丸	安政5年(1858)〈8〉11.22	安政5年(1858)〈8〉12.7	孝明	文久2年(1862)〈12〉9.16
82	石野 基将	篤丸	?(18??)〈〉	?(18??)〈〉	孝明	慶応元年(1865)〈15〉2.3
83	入江 為福	藤丸	文久2年(1862)〈8〉10.16	文久2年(1862)〈8〉12.1	孝明	明治2年(1869)〈15〉正.30
84	藪 実休	行丸	文久3年(1863)〈7〉11.28	文久3年(1863)〈7〉12.18	孝明	明治4年(1871)〈15〉?
85	?	亀丸	?(18??)〈〉	?(18??)〈〉	孝明	?(18??)〈〉
86	?	富丸	?(18??)〈〉	?(18??)〈〉	孝明	?(18??)〈〉
87	岩倉 具定2	周丸	安政5年(1858)〈8〉11.22	慶応元年(1865)〈15〉閏5.30	孝明	慶応2年(1866)〈16〉2.22
88	甘露寺(松崎) 万長1	高丸	慶応3年(1867)〈10〉11.4	慶応元年(1865)〈8〉12.24	孝明	慶応3年(1867)〈10〉10.24
89	松崎 万長2	延丸	慶応3年(1867)〈10〉11.4	明治元年(1868)〈11〉5.13	明治	明治4年(1871)〈14〉11.25

?(18??)〈〉				?	
-----------	--	--	--	---	--

慶長5年(1600)〈11〉11.19	?	元服・昇殿・右衛門佐	1621外様→内々	名旧内二知	東見・院
慶長18年(1613)〈15〉2.23	召出	禁中児?	次男、新家取立	半旧内近知	東見
正徳5年(1715)〈14〉2.27	?	禁中児	次男、新家取立	羽新内近藏	近・議・東見・東・院
享保20年(1735)〈14〉11.18	召	禁中児	嫡子、元文3.正/12櫛笥家相統	羽新内近藏	近・東見
宝暦元年(1751)〈14〉12.7	召出	禁中児	宝暦事件	羽新外近藏	近・東見
明和4年(1767)〈14〉12.15	召	元服・昇殿・従五位上、近習		羽新外九知	近・東見・院・院評
文化13年(1816)〈15〉10.17	—	元服・昇殿・従五位上出羽権介・近習	88卿	羽新外近藏	近・東見
天保13年(1842)〈14〉12.10	召出	暇・元服・昇殿・従五位上・近習	88卿	羽旧外非知	近・東・東見・御用
弘化4年(1847)〈15〉3.11	出仕	禁中児	七卿	羽新外非藏	近・東見・参政・参与
文久3年(1863)〈14〉12.3	召出	元服・昇殿・従五位上筑前権介・近習	児代	名新外近知	近・東見

正保2年(1645)〈14〉4.28	「出勤」	元服・昇殿・従五位上左京大夫・新家取立、院参衆	長男、新家取立	羽新内九知	院・院児
寛永17年(1640)〈15〉11.17	?	元服・昇殿・新家取立	次男、新家取立、絶家	清旧外非知	院・院児
正保元年(1644)〈15〉11.20	女院児	元服・昇殿・従五位下中務大輔・新家取立・号東久世	次男、新家取立	清旧外非知	議・院児
寛文4年(1664)〈13〉11.23	?	元服・昇殿・従五位上左兵衛権佐?	次男、新家取立	名旧内近知	院・院児
延宝元年(1673)〈15〉正.29	出仕	退出	「依有幼戯過也」	清旧外非知	近・院・院児
延宝元年(1673)〈13〉11.19	?	元服・院昇殿?	次男、新家取立	半旧外一知	院・院児
延宝4年(1676)〈15〉正.28	?	元服・昇殿・従五位下勘解由使次官	養子・当主	羽新外近藏	近・院児
天和元年(1681)〈12〉11.27	?	元服・昇殿・従五位下縫殿頭、院参衆?	次男、新家取立	羽旧内近知	近・議・三卿・院・院児
元禄15年(1702)〈14〉12.11	「為」	「退出」		羽新外非藏	院・院児
寛延2年(1749)〈14〉11.27	禁中児	元服・昇殿・禁色・従五位上侍従?		羽新内近知	近・院・院児
天明元年(1781)〈15〉12.16	?	元服・昇殿・従五位上大和権介・新家取立・院参衆?	次男、新家取立	羽旧内近知	院・院児
享和3年(1803)〈14〉12.3	召出	元服・昇殿・従五位上・院参衆		羽旧外一知	議・院・院児
×	?	「致仕」	のち養子	羽旧内九知	院児
文化6年(1809)〈14〉12.10	?	元服・昇殿・従五位上右京権大夫、院参衆		羽新内一藏	近・院・院児
文政元年(1818)〈14〉12.26	禁中児	元服・昇殿・従五位上、院参衆		羽新内鷹知	院・院児
文政6年(1823)〈13〉9.23	?	元服・昇殿・従五位上、院参衆	密通露見	半旧内近知	近・院・院児
文政12年(1829)〈15〉12.15	?	元服・昇殿・従五位上丹波権介、院参衆	88卿、のち議奏加勢	半新外一知	近・院・院児
天保6年(1835)〈14〉12.10	召出	元服・昇殿・従五位上筑前権介、院参衆	のち議奏加勢	名新外近知	近・院・院児
?(18??)〈〉	召出	?		?	院児

正保元年(1644)〈15〉11.20	召出	院中児	新家取立	羽新外非藏	議・院児
---------------------	----	-----	------	-------	------

近世公家社会における〈御児〉について

90	?	康丸	?(18??)〈〉	?(18??)〈〉	明治	?(18??)〈〉
----	---	----	-----------	-----------	----	-----------

東宮児

1	中御門 宣隆→宣衡→成良→尚良		慶長3年(1598)〈9〉12.14	慶長3年(1598)〈9〉?	後水尾	慶長5年(1600)〈11〉?
2	西洞院(平松) 時興(時庸)	金千世→金丸	慶長12年(1607)〈9〉正.15	慶長9年(1604)〈6〉9.14	後水尾	慶長16年(1611)〈13〉?
3	八条 隆英	米丸	宝永3年(1706)〈5〉正.5	?(170?)〈〉	中御門	宝永6年(1709)〈8〉?
4	八条(柳筈) 隆周	米丸	享保11年(1726)〈5〉正.5	享保13年(1728)〈7〉4.15	桜町	享保20年(1735)〈14〉3.21
5	町尻 兼望(説望)	久馬丸	寛保2年(1742)〈5〉7.1	延享3年(1746)〈9〉10.21	桃園	延享4年(1747)〈10〉5.2
6	樋口 宜康	友丸	宝暦8年(1758)〈5〉12.28	宝暦13年(1763)〈10〉10.3	後桃園	明和4年(1767)〈14〉?
7	町尻 量輔	久馬丸	文化3年(1806)〈5〉正.18	文化6年(1809)〈8〉9.13	仁孝	文化13年(1816)〈15〉?
8	河鱈 公述	寿賀丸	天保3年(1832)〈4〉12.18	天保8年(1837)〈9〉正.11	孝明	天保13年(1842)〈14〉9.17
9	東久世 通禧	保丸	天保6年(1835)〈3〉10.29	天保13年(1842)〈10〉12.2	孝明	弘化3年(1846)〈14〉2.13
10	裏松 良光	喜佐丸	安政元年(1854)〈5〉4.5	文久元年(1861)〈12〉12.7	明治	文久3年(1863)〈14〉?

院中児

1	姉小路(風早) 実種		寛永12年(1635)〈4〉正.5	寛永14年(1637)〈6〉	後水尾	正保2年(1645)〈14〉?
2	久我(亀谷) 通尹	チサ丸	寛永13年(1636)〈11〉11.26	?(163?)〈〉	後水尾	寛永17年(1640)〈15〉?
3	久我(東久世) 通廉	徳丸	正保元年(1644)〈15〉11.20	寛永20年(1643)〈14〉	後水尾	正保元年(1644)〈15〉
4	日野(外山) 宣勝(光顕)		万治3年(1660)〈9〉正.5	?(16??)〈〉	後西	寛文4年(1664)〈13〉?
5	東久世 博意(博高)	琳丸	?(16??)〈〉	寛文10年(1670)〈12〉5.12	後水尾	寛文12年(1672)〈14〉9
6	五条(桑原) 長義		延宝元年(1673)〈13〉11.19	?(167?)〈〉	後西	延宝元年(1673)〈13〉?
7	町尻 兼量	ソメ丸	延宝4年(1676)〈15〉正.28	?(167?)〈〉	後水尾	延宝4年(1676)〈15〉正.28
8	持明院(石野) 基顕		天和元年(1681)〈12〉11.27	?(16??)〈〉	後西	天和元年(1681)〈12〉?
9	東久世 博胤	恒丸	元禄7年(1694)〈6〉12.25	元禄9年(1696)〈8〉10.8	霊元	元禄11年(1698)〈10〉
10	八条 隆輔	房丸	元文5年(1740)〈5〉12.24	延享4年(1747)〈12〉?	桃園	寛延2年(1749)〈14〉?
11	四辻→西四辻 公碩	万寿丸	安永2年(1773)〈7〉12.19	?(17??)〈〉	後桜町	天明元年(1781)〈15〉
12	橋本 実久	幸丸	寛政4年(1792)〈3〉6.13	寛政10年(1798)〈9〉2.5	後桜町	享和3年(1803)〈14〉?
13	綾小路(金子) 有久	富亀丸	享和2年(1802)〈10〉5.1	?(180?)〈〉	後桜町	文化5年(1808)〈16〉12
14	石山 基逸	亀丸	寛政11年(1799)〈4〉12.22	享和3年(1803)〈8〉12.3	後桜町	文化6年(1809)〈14〉?
15	梅溪 通師(通修)	菊丸	文化4年(1807)〈3〉7.26	文化14年(1817)〈13〉3.22	光格	文政元年(1818)〈14〉?
16	高倉 永胤		文政元年(1818)〈8〉12.19	?(181?)〈〉	光格	文政6年(1823)〈13〉
17	倉橋 泰聡	淳丸	文政3年(1820)〈6〉正.4	?(182?)〈〉	光格	文政12年(1829)〈15〉?
18	三室戸 雄光		天保元年(1830)〈9〉2.28	天保元年(1830)〈9〉2.11	光格	天保6年(1835)〈14〉?
19	?	露丸	?(18??)〈〉	天保7年(1836)〈〉正.24	光格	?(18??)〈〉

女院児

1	下津(東久世) 通廉	徳丸	正保元年(1644)〈15〉11.20	寛永12年(1635)〈6〉7	東福門	寛永20年(1643)〈14〉
---	------------	----	---------------------	-----------------	-----	-----------------

※家格等(次男以下は出身家の家格)

清…清華家 臣…大臣家 羽…羽林家 名…名家 半…半家 旧…旧家 新…新家 内…内々小番 外…外様小番
近…近衛家家礼 九…九条家家礼 二…二条家家礼 一…一条家家礼 鷹…鷹司家家礼 非…非門流 知…知行取

※経歴(順不同)

近…近習小番 五…五位藏人 頭…藏人頭 議…議奏 武…武家伝奏 東見…東宮見 東…東宮近習 三卿…皇副三卿
院…院参衆 院児…院中児 院評…院評定衆 院伝…院伝奏
書記…国事御用書記 御用…国事御用掛 参政…国事参政 参与…明治政府参与

にも付けられていたようであるが、詳細は不明である。家格でみると、羽林家を中心に名家・半家から選ばれており、基本的に撰家・清華家・大臣家等の上層からは出ていない（次男以下除く）。また新家・外様小番衆の家からの出仕が目立つ。新家・外様の家の多くは蔵米取の少禄公家衆であり、大原・豊岡・東久世・町尻等からは多くの（御児）を輩出している。公家衆の増加から一七世紀後半には幕府の新家取立は抑制傾向に転じ、⁽³⁸⁾ 朝廷も寛延三年（一七五〇）の官位「御定」⁽³⁹⁾ によって新家・旧家の別を定め、昇進年限の厳密化と新家の昇進制限を実行した。近世中後期には皇嗣を産む可能性のある典侍は旧家・内々の家から、男子を産んでも皇位継承候補から外された掌侍は新家・外様の家から選ばれるようになっていたことが指摘されており、⁽⁴⁰⁾（御児）は掌侍と同様の傾向を辿ったといえる。

もと院評定衆綾小路俊賢の三男富亀丸有久は叙爵後後桜町院中児となり、文化五年（一八〇八）致仕した（二六歳）。同一一年に位階を返上し石見国一宮物部神社家金子家へ婿入りする（金子家譜「東大史料所蔵」）。（御児）を辞してから養子入りするまで、朝廷への出仕もしない（出来ない）「部屋住」だったと考えられる。嫡子以外の次男以下は自家・他家の後継者候補として叙爵されたが（次男爵）、養子先や出家先が見つからないまま一生を終え、家譜に出てこない者も多かった。⁽⁴¹⁾ 家譜からは殆ど見られない院中児や女院児は、彼ら次男以下から選ばれていたと考えられる。院伝奏四辻公亨の三男万寿丸公碩は同じく後桜町院中児となり、天明元年（一七

八一）院の強い要望により新家取立を幕府から許可され、西四辻家を興す。⁽⁴²⁾ 慶応三年（一八六七）大政奉還の直後、禁中児甘露寺高丸⁽⁴³⁾ 万長も孝明天皇の遺詔によるとして新家松崎家を興している。有久も新家取立を期待していたものの、院の死去により叶わなかったであろう。

一五歳での元服はあくまでも目安であり、公家社会では一〇歳未満で元服する者も多かった。昇進年限の厳格化によって早期の出仕を望む者が多く、元服まで従五位下に据え置かれる（御児）は出世が遅れた⁽⁸⁾。（御児）を勤めた「児労」による昇進も、管見の限り、慶応三年（一八六七）裏松恭光⁽⁴⁴⁾（六八歳）が禁中児・藏人・議奏の勤労と老年による天皇の「御憐愍」によって権大納言に任ぜられた（「裏松家譜」東大史料所蔵）程度である。

初期は議奏となる者もいたが⁽⁴⁾、山口忠言（後桃園児）→同近習→光格近習→議奏→武家伝奏）や日野資愛（光格児→同近習→仁孝付三卿→議奏→光格院伝奏→武家伝奏）、裏松恭光（光格児→同近習→同院参衆→仁孝近習→孝明議奏）を最後に役付する者はいなくなる。山口や村の紹介した（御児）を初発とする昇進ルートは、例外的なものであった。

それでは新家取立の必要もない嫡男が（御児）となったのは何故か。（御児）を多く輩出した大原家や豊岡家は少禄の蔵米取であり、常に財政窮乏を訴えていた。後述する役料・装束料・合力米の支給、後宮での養育など、諸家の忌避する（御児）出仕を引き受けること

で〈奥〉からの援助を引き出し、家を存続させる道を選んだのではないか。また早世しない限り禁中児は元服後近習入りしており（院中児は院参衆）、出世コースではないが確実に天皇の「近臣」⁽⁴⁴⁾となることの出来た役であることも一因であろう。

4 〈御児〉の役料

奥野高広は禁裏児にのみ二〇人扶持が給付され、児を勤めた者には家を継ぐまで朝廷から合力米一五石を給付していたとする。⁽⁴⁵⁾弘化四年（一八四七）の事例では、中宮御所・女院御所の児各一名も同様に合力米一五石を支給されていたという（当時は院不在）。一方、村和明は延宝七年（一六七九）朝廷の役料体系が整備された可能性を指摘し、起源は不詳だが「禁裏御所の児」には幕府から二〇人扶持⁽⁴⁶⁾三石六斗を支給されていたとする。なお、武家伝奏の役料は五〇〇俵（米一七五石）、議奏は一〇〇俵（米四〇石）である。村も引用する正徳四年（一七一四）『京都御役所向大概覚書』では幕府の二条蔵米から「禁裏御児／式人御扶持方」として「米七拾石余」が支給され、半年分として「米拾七石八斗」を禁中児二名が受領している。⁽⁴⁷⁾

【史料四】「徳大寺実堅武家伝奏記録」（東大史料所蔵）三七冊

（弘化元年）諸手形留

請取申御扶持方米之事

米合拾七石八斗者 但京升也

右、是者 ^(仁孝天皇)禁裏様御児常丸 ^(大原重実)江式拾人扶持被下候⁽³⁾付、当辰正月今六月迄六ヶ月分、小ヲ引日数百七十八日分請取申処如件、
大原三位家 ^(重徳)

天保十五甲辰年五月 萩野主鈴印

^(久敬)神尾安太郎殿 ^(二条)武島安左衛門殿 ^(正)石川又四郎殿 ^(藏)

天保一五年（一八四四、一二月）に弘化改元）五月、禁中児常丸の父大原重徳の家臣へ、幕府の二条蔵奉行らから正月から六月までの半年⁽¹⁾一七八日間分として米一七石八斗（⁽¹⁾一〇人扶持、一日一斗）が支給された。弘化四年「京都分限帳」（東大史料所蔵）では禁中児二名にそれぞれ「二条御蔵渡」として「式拾人扶持／此米三拾五石五斗」、院中児一名に「式拾人扶持」、東宮児一名に「御切米拾五石／三人扶持／但一日一人六合」とある。また文化一四年（一八一七）武家伝奏山科忠言が幕府の仙洞付武家へ提出した仙洞御所役人の扶持一覧の中には「二拾人扶持《但一日六合》御児一人」とある。⁽⁴⁸⁾

【史料五】「方長卿記」⁽⁴⁹⁾貞享元年（一六八四）六月一九日条

十九日、天晴、参内、召御廊下⁽²⁾仰云、児可被召置上候也、先年松木中納言・武者小路少将等参児之時分坎、自江戸申来云、諸家惣領之児兩人可被召置候也、児兩人被下配当之事、二十石 ^(宗徳) ^(実徳) ^(朝) ^(東山) 副扶持 被出之云々、当時 東宮之女中無配当之間、典侍之領一人分《百二十石》■児領一人分、東宮女中へ被付之、依之、今一人分児領之事可談武家之由被仰含、（後略）

貞享元年六月一九日、参内した武家伝奏甘露寺方長は靈元天皇から以下のことを命じられた。当時、東宮女中に「配当」が無かったため、典侍領一人分一二〇石と「児領」一人分を東宮女中分として支給することとし、今回は一人分の「児領」を幕府に求めること、という。ここで注目されるのは、松木宗顕(寛文一〇年(一六七〇)元服)か武者小路実陰(延宝二年(一六七四)元服)が禁中児だった頃、幕府は「児」を「諸家惣領」二名とするように指示し、兩名へ二〇石に扶持を添えて支給したという先例である。今回は女中領の都合から、西洞院時成の嫡男時光の「児領」一人分を幕府へ要求したところ、二一日に所司代稲葉正通から禁裏付を通して詳細を尋ねられた。二六日、同役の武家伝奏花山院定誠は「児領」のことは禁裏からの願いではなく「牧野撰州」の取沙汰ではなかったかと述べ、問合せを受けた前任の武家伝奏千種有能も延宝七年(一六七九)に「牧野撰州」から口頭で言われたように思う、と回答してきた。撰津守を称した所司代はいないし、牧野佐渡守親成の所司代在任も一六五四年から一六六八年までであり、記憶に混乱がみられる。朝幕双方で起源不明とされたが、「御児」とその役料については幕府の指示を受けていたことがわかる。特に「惣領」(嫡子)を召出すようにとの指示は、次男以下の(御児)からの新家取立を制限しようとした幕府の政策変更を示すものと考えられる。

以上をまとめると、寛永期に七〜八名いた(御児)には幕府から合力米一五石が支給されていたが、寛文期には幕府からの指示で二

名各二〇石支給となり、一八世紀初頭には増額され二〇人扶持〓米三五石六斗で固定されるようになった。『光台一覽』の記述(①)は少し古い時代の実態を示していたことになる。また仙洞児は定員一名、役料は禁中児と同額とされた。東宮児の場合、仕える儲君が立坊(立太子)するまで口向から飯米・野菜料を、立坊後は年一〇石を支給されていたが、天保十一年(一八四〇)七石へ減額されたという。⁽⁵¹⁾

二 召出と退出

1 召出

武家伝奏の日記から、(御児)の召出しについて見てみる。

【史料六】「有庸卿記」⁽⁵²⁾文化八年(一八一二)二月七日条

七日、《辛亥、晴》巳刻参内、直衣奴袴、(鹿河政忠) 閔白殿参入、
(日野西光暉) 一、善丸当年中元服可催被仰出、(光格か) 甘露寺被示候、日野西
(前親、延光) 右大弁召設申渡候、殿下申入候、

一、梅溪少将息菊丸、(通脚) 児被召出之由同可尋被示候、

参内した武家伝奏六条有庸は、議奏甘露寺国長を通して、光格天皇から禁中児日野西善丸光暉を今年中に元服させるよう命じられた。有庸は善丸の父日野西延光や閔白鷹司政熙へこれを伝えていく。続いて、同じく国長から、善丸の後任として、梅溪行通の子菊丸通師(のち通修と改名)を禁中児とすべきか尋ねるよう伝えられ

た。同時期の近習小番は天皇の意向を受けた関白・武家伝奏・議奏の評議（朝議）のうえで決定されており、禁中児に關しても同様であつたと考えられる。

【史料七】『広橋兼胤公武御用日記』寛延四年（一七五二）五月

九日条⁵⁴

九日、

一、已半剋參内、

一、中山大納言被示、高丘少将男梅丸可被召小兒被^{（兼胤が）}仰出之

由、尤出勤之日限ハ追而可被 仰出之由也、

右之儀、如先格御扶持方可被下、跡々之通可有沙汰之由、

豊後守^{（松平資訓）}江可申遣^{（江）}二付、是迄誰退出之替誰被召出、御扶持方跡々

之通可有沙汰示遣事也、然ル処^{（桃園）}当今御代始より久馬丸一人勤

仕、今一人々体相応之人無之^{（三）}付、未被召出、今度梅丸被召

出^{（二）}付、若豊後守不審可有之^{（三）}坎、小兒兩人定数之由内々可含

置之由、謁田中出羽守示之訖、明日行向豊後守方可申含之由

答、（後略）

寛延四年（宝暦元年）五月、参内した武家伝奏の広橋兼胤は議奏

中山榮親から高丘敬季の子梅丸紹季を禁中児に召すようにとの桃園

天皇の意向を示された。兼胤は召出しを京都所司代松平資訓へ伝

え、先例通りの扶持支給を願おうとした。しかし当時、適当な人物

がおらず、延享四年（一七四七）桜町天皇が桃園天皇へ譲位した際

に東宮児から禁中児に転じた町尻久馬丸兼望（のち説望）一人とい

う状態が続いていた。二人目の梅丸を召出すにあたり、不審に思われないよう、禁中児は「兩人定数」（定員二名）であることを事前に禁裏付に説明したうえで所司代へ伝達することとした。幕府から正式に支給される性質上、先例通りの枠数である点を強調しなければ、《御児》の役料も許可されがたかつたと考えられる。幕府から正式に許可されるまでは、「雇」（臨時採用）という扱ひであった。

【史料八】「隆光卿記」文政一三年（一八三〇）九月一日条

十一日、庚午、晴、已剋参内、（中略）

三室戸前相公次男《実子也、七才》、陳光藤波家ヨリ養子相続、

今度為陳光実子分相続之事、兼^{（能光）}前相公所望、而陳光於不承引者

後來父子不可^{（ママ）}之間、過日以來延引、頃日陳光実心無所存之

旨相示了、依之昨日一族一統、日野前^{（資榮）}相・光政等右治定之事

相触了、昨夕^{（子）}在朝中、女房參常盤井局之処、院中児春來所々

有御穿鑿之処、当時無人之間、三室戸末男家督於治定者可被召

出、其旨可斗申、尤先日内々自他新大納言局以六角前宰相、前

相公へ内々有沙汰、而延引、弥奉公之事、予可領掌哉云々、則

予無所存之故、自女房令申入了、

一、向三室戸前相公面会、末男家督相続之事、弥無所意之間、

可令治定、叙爵申文、児^{（二）}可被召出、内々有院^{（光格院の）}勸慮之間、今

日中書調一族、陽明等^{（近衛家）}申入請願可被附示了、《児被召出雜々

令談合了》^{（桑）}婦家、須臾前相公入來、大慶之故被謝了、名字事

前昔中納言^{（原）}忠長、勘出之分示之、則一族旧名之分相除、雄光、

右可被治定仰了、

男子のいなかった三室戸能光は、はじめ上冷泉家から従兄の子緝光を養子に迎えていたが早世。新たに藤波家から陳光を養子に迎えていた。しかしその後実子雄光が誕生、雄光を後継ぎとしたい能光と陳光との対立が続いていた。最終的には陳光が譲歩し、文政一三年（一二月天保改元）九月一〇日、雄光を陳光の養子とすることが三室戸家の属する日野流一同へ披露された。この日、三室戸家の本家にあたる柳原隆光（藏人頭）が出動している間に、その妻則子（正親町三条公則娘）が隆光妹の家子（三一歳、常盤井局、光格院小上臈）のもとへ赴いた。家子は雄光の養子決定を知り、当時不在の院中児とするよう申し入れた。実は以前から、光格院上臈の園正子（五七歳、新大納言局）がその従弟六角和通（仙洞小番奉行）を通して能光へ申し入れていたことだという。翌一日、隆光は能光のもとへ向かい、雄光の叙爵のことや院中児召出しのことを相談した。

東宮児も禁中女官から母や妻等の女性親族を通して採用されており、実際の（御児）の人選は、女中衆とその親族、特に奥向のネットワークを介して行われていたと考えられる。（御児）は『光台一覽』では勾当内侍（掌侍の上首、「表」との交渉役）預かりとされているが（①）、高橋博の取り上げた安永期の例ではその補佐役の大御乳人（命婦の次席、天皇の乳母）が採用し、勾当内侍へ報告することになっている。⁽³⁸⁾ 二条城行幸の際「女中衆」に含まれていたように、（御児）は奥向の構成員であった。

【史料九】『閑窓自語』七十 右少将公風美丈夫事

裏築地少将公風は、やことなくうるはしく、男女老若によらず、めてまとひけり。参内の日などはかりて、ちまたにいて、まぢ見る人もありしとそ。元文三年に、はたちにて四位にも（昇）のほらすうせぬ。これは恋ひしたる人々の執念つけるにやと、人いへりけるとなん。この人十五歳までは、中御門院〔于時在位〕のちこにてめしつかはれけるに、いとめつらかなる（華姿）わらはすかたにて、女房なども多く心をうこかし。なにとなく内もそうくしくして、時義にもかゝりけるとそ。衛の弥子瑕、漢の董賢にも劣るましきよそほひにやありけん。

中御門天皇の禁中児裏辻公風は、余桃の罪で知られる衛の弥子瑕、断袖の故事で知られる前漢の董賢にも比肩されるほどの美男子で、「男女老若」を惑わせたという。稚児はジェンダー的に男女の境界的存在とされている。⁽⁴⁰⁾ 院政期は男色に基づく人間関係が政治社会を形作っていた。⁽⁴¹⁾ 近世でも、天皇の後宮女性への寵愛の多寡が政治的問題へ発展している。⁽⁴²⁾ 管見の限りでは（御児）の選定の際に美醜は触れられておらず、適齢期の少年が採用されている。（御児）と天皇・上皇との関係を考えるうえで重要な問題であるが、天皇のセクシュアリティは同時代の徳川将軍に比して不明な点が多く、今後の課題としたい。⁽⁴³⁾

また天明六年（一七八六）日野賀丸資愛は禁中児召出しに際し桐丸の幼名を与えられている（『日野家譜』東大史料所蔵）。文久元年

(二八六一) 裏松良光(なまつ)が東宮児となつた際には天皇から幼名「喜佐丸」を拝領しているが、拝領前から「喜佐磨」と呼ばれている。⁽⁶⁵⁾ 何らかの差し障りがある場合には改称し、それ以外はもとの幼名を拝領という形で使用していたとみられる。なお公家の幼名は、撰家は君、堂上は丸、とされていた。⁽⁶⁶⁾ 大原家の「常丸」、岩倉家の「周丸」のように、代々同じものを使用した家もあった。

2 異動

文化一四年(一八一七)三月二日、仁孝へ讓位するため仙洞御所へ移動する光格の乗る鳳輦の傍らには、武家伝奏山科忠言と議奏甘露寺国長、そして「菊磨」が「列外供奉」した。⁽⁶⁷⁾ 行列の様子を描いた絵巻「桜町殿行幸図」に詞書はないが、人名や官名の付箋が貼られている。記録用に作成されたとされる原在明筆「光格天皇御讓位絵巻」(宮内庁蔵)と形式が似ており、同じく記録用に朝廷で作成されたものと考えられる。「菊磨」とおぼしき人物には「殿上童」の貼紙があるが、当時殿上童はいない。絵巻に描かれた「殿上童」は童直衣と結髪しない大童姿で、これは親王・撰家・清華家等上層の童装束である。⁽⁷⁰⁾ ただし〈御児〉も正月や儀式日には直衣を着用した。⁽⁷¹⁾ 「召出」の項で触れた禁中児梅溪菊丸通師が、その姿から殿上童と誤認あるいは擬制されたものと考えられる。禁中児から院中児へと、〈御児〉は天皇(上皇)に付随して御所を異動した。

3 退出

〈御児〉は基本的に、主君の死去か自身の元服に伴い暇を与えられた。

【史料一〇】「山科忠言卿伝奏記」文化一二年(一八一五)一二

月一九日条

十九日、己巳、晴、

一、已刻過参 内、(中略)

一、大原少将息(重成)、今日元服云々、児勤仕之人、御暇給云々、其

節加賀守(大久保忠貞)江可達之儀也、御暇日限之儀兩人(武家伝奏)江何方ヨリモ今以

達無之、依之以但馬御内儀尋問候処、去十三日賜御暇候由、

紛間不被申出旨也、議奏又日限之儀無存知由候、依之去十

三日賜御暇候旨、今日如例御達候、(後略)

禁中児の大原重徳が元服した際、武家伝奏の山科忠言も同役の六条有庸も何も聞かされていなかった。女中の但馬(御差代)を通して「御内儀」へ問い合わせたところ、一三日に暇を賜ったとの回答があった。議奏にも連絡が無かったため、慌てて所司代大久保忠真へこの件を通達した、という。

【史料一一】「隆光卿記」文政六年(一八二三)九月二三日条

廿三日、戊戌、晴、(中略) 今日有 宣下、

永雅卿男(高倉)/永胤(今日元服)/叙従五位上、聴昇殿

於永雅亭加首服、(中略) 永胤直(二)被附進于院中云々、年来院

中御児勤仕也、然(而)近來下藤乙女《賀茂社司女》密通既及懷妊、

当夏露顕、於乙女ハ無何と賜御暇、然^レ永胤無御咎之沙汰、可謂強運坎、(後略)

【史料一二】「隆光卿記」文政一三年(天保元年、一八三〇)一

○月二八日条

廿八日、壬子、晴、午剋參 内、入夜退出、《依申沙汰事也》、地震昼夜三四声坎、禁裏小兒《裏辻故実孚^(のち公意)男季忠、実清水谷中納言実揖末子》依所勞願之通自今日賜暇退出、実非所勞、此小兒生得姦曲過法之間、^(上孝天孫の)叡慮不快、女房等毎々加謹噴、又違天威、於局竈居及数度、於表方も議奏・近習人々等無不差指者、終及如此、十歳童子姦惡之事前代未聞坎、

あくまでも男性未滿の存在として雇用されていたため、成人すると退出させられた。素行の悪い(御児)も「表方」の処分は受けず、女房の譴責や所勞による退出という(奥)での処分で済まされていた。(御児)の任免は役料との関わりもあって「表」から幕府へ通達する例となっていたが、「奥」は「表」からある程度独立しており、「表」は情報不足となることがあった。⁽⁷³⁾

【史料一三】『幕末の宮廷』七 外様番所

(前略) 子供から唯今も朝廷にあらせられますが、天子の御側のお稚児^{チゴ}さん、十四、五のお子さんよりお勤めでございますと、これは直に元服いたしますと近習でございます、内々の詰所へは出やいたしません、外様の詰所へも出ませぬ。これは御側勤めのお蔭^{おかげ}でございます。現在石山基正さんが、十四(安政

三年)から孝明天皇様の御側に勤めておりましたが、元服後突出し近習でございます。今でもそういうお方さんは、侍従にならせられて出ております。

元服した禁中児は直後に近習小番入りを命ぜられた。これを「児立^{だち}」の近習という。⁽⁷⁵⁾

【史料一四】『思ひの俣の記』⁽⁷⁶⁾ 卷一

○御児は定員二人なり。幼年なれば局にて世話す。十六才になり元服の時より里亭へ下りて、日々御ひるなる前に参内し、御格子《御寝をいふ也》の後に退出す。此事は凡一ヶ年の定めなれども、思召にて二年、或は三年も此通り日参する也。年限の長きは寵遇を得たる人なりとぞ。

【史料一五】『幕末の宮廷』八 典侍、内侍に対する使番の職

(前略) それから、今はありませんが、お稚児^{チゴ}さんというものがありません。十五、六以下でございます。それが天子様がおしずまりになりますとお宅へ帰ります。十二時ごろで、その時に石山さんなら石山さん、東園さんなら東園さんへ、使番が供をして送って行く。(後略)

元服したもと(御児)は、一、二年ほどは自邸から御所へ日参し、天皇の就寝後使番(口向の侍)を従えて帰宅した。欠員の多い(御児)の補佐・代理をつとめたため児代と呼ばれた。下橋の述懐は児代と(御児)を混同している。

三 〈御児〉の業務

1 〈御児〉の一日

「七卿落ち」の一人東久世通禰は皇太子統仁親王（おさむひと）（孝明天皇、二歳年上）の東宮児を勤め、即位ののちは禁中児となった。

【史料一六】東久世通禰「孝明天皇御幼時の御事実」⁽⁷⁷⁾

東久世伯（通禰） 今日先帝孝明天皇の御幼少の時分の御話を申す約束でござりまして、（中略）私は天保十一年八月に御側の小児に召出されて、私の十歳の時でありました、それから主上の御側に居つたのであります、（中略）それから毎朝起きると朝五つ半頃出る、それから半時斗りして御起になる、御寝衣を脱ぎ顔を拭き御膳を御上りなさる、と云ふ様な事で、それから四ツ半位に御父様（孝天皇）の処に御出ましになり、それから御機嫌を伺つて、それから御自分様の御部屋がある、御部屋と云つても広い間の隅を囲つて、其処で御手習をなされて、私共は其墨でも磨つて、其処に持て行くと昼まで御手習や読書をなさる、昼からは表へ出て御読書やら雅楽の御稽古やら、又は書画などの御慰やらである、天皇の処へ御出の節は斯様のもののである、（図略）筒様な御行列で御出ましになる、始めは蒼求持（蒼北）で、二番目が御上、三番目が私だ御守刀を以つて居る、次は御供の上臈、六人でござります、

岡谷君（79） 御小児の中は何処迄も、内に御這入なさる、ことが出来るのでござりますか、

東久世伯 さう、御家来は道で落ちます。御小児は何処迄も行くのでござります、（中略）随分友達の様騒ぎました、（後略）

東宮児は同年代の幼い東宮に「何処迄も」ついていき、ともに学び遊ぶ、専ら学友のような存在であったといえる。

一方、禁中児の主な業務は天皇と諸役人との取次であった。議奏加勢倉橋泰聡（宇とし）の日記から、禁中児の一日の業務を抜き出した。

【史料一七】倉橋泰聡『議奏加勢備忘』文久四年（一八六四）正月五日条（抜粋）

参 内（巳刻）、当番広橋等、従去元日両人宛当番参勤也《広橋宿退出》、

一、白馬節会現任公卿已下四通献上、（清閑寺豊房中御門様之）両頭弁被附《内覧濟写添》、以篤丸上、（石野庵様 孝朝正）小時賜御点、申沙汰頭左中弁被 仰下、即

申渡候《御請以藤丸申上》、（入江為徳）

一、頭左中弁被附、（清閑寺豊房）（白馬節会交名略）
右内覧濟由、以藤丸上、小時伺之通被 仰出申渡候、

一、蔵人弁被附、

後七日御修法阿闍梨／脂燭殿上人／八日

実村／理 重朝／替（高松）

右以篤丸伺、小時理被 閑食、替伺之通被 仰出申渡、

一、御会始申沙汰被奉旨左大弁宰相被届、御人数一紙被附（同之通、九条胤子）准后御方御顕賜候哉（可賜）、新加《愛宕宰相中將・綾小路侍從等》、御場所（東庇）、御剋限（何之通）等被伺、以藤丸伺、如小注被仰出申渡、准后御顕賜御硯蓋、奉行被申出、以女房（生島朝子、御老、駿河）申出、即献上、以同女上候、

一、御会始新加兩人、御請之旨奉行言上、以藤丸申上《御用済退出被届候》、

一、石清水社講師資（前辨由小徳）生御請、左大弁宰相言上、以筑前権少申上、

一、国事ケ条書一紙以藤丸上候、

一、兩番所宿書付、以藤丸上、

一、筑前権介、退出被届、

篤丸（石野基將、一四歳）・藤丸（入江為福、一〇歳）が禁中児である。筑前権介（裏松良光、一五歳）は前年一二月元服したものと東宮児で、児代として活動を補佐しており、退勤する際は議奏（ここでは議奏加勢）に届出をしていたことがわかる。

職事や諸奉行から提出された伺いや連絡事項を議奏・議奏加勢が受け取り、〈御児〉や女官を通して天皇へ奏上している。また内々・外様両小番の宿直者名簿を天皇へ披露するのは、常に禁中児の役目であった。幕末特有の「国事」に関する書類の受け渡しにも関わっているが、基本的には和歌会等定例儀式の確認を行うためのメッセンジャー・ボーイに過ぎない。但し近世後期、光格以降の天

皇は堂上歌壇のトップとして積極的に和歌会を開いており、和歌会は朝廷内での天皇の存在感を高める行事となっていたことに留意する必要があるだろう。

【史料二〇】「東坊城聡長日記」（宮内庁書陵部所蔵）嘉永二年五月二四日条

廿日丙辰、已刻参番宿仕、從今日每辰日十八史略御会説可有之兼日有仰、近臣五人之外、予（藤丸）・清二位（伏原宣明）・権大輔（高辻以長）以等、一人宛可参有仰、予今日傍参人、午半刻許御人数五人具之由、交名徳大寺中納言被附以児申上、小時召御小座敷、先有御説、次徳大寺次予説申、次々五人説、了有御尋之文、且從明日每巳日江次第有御会、江匡房卿作之由申上了、先朝御眼氣不宜之故御説終無之、於今上有御説恐悦恐悦、臣下一同互奉賀之、

近世後期、禁裏では盛んに和書・漢書の会説会が催され、三条実方ら人材登用の契機ともなっていた。右の史料は孝明天皇の禁裏御所御小座敷での『十八史略』会説会の様子を示す。天皇、近習番頭徳大寺公純（55）、教師役として東坊城聡長（56）（五一歳、権中納言・議奏・学習院字頭・もと文章博士）・伏原宣明（57）（一六〇歳、非参議・明経博士・もと近習）・高辻以長（58）（五一歳、非参議・大学頭・近習）から一名（この日は聡長）、近習五名の順で素説し、天皇から質問書が出される、という流れである。交名（出席者名簿）は番頭徳大寺から「児」を通して天皇へ提出された。

【史料二二】『思ひの俣の記』卷一

○仁孝帝は、若年の堂上の無学にて、折々心得違のあるもの、出来るを御歎息あらせられ、御児などは御用閑には必讀書すべしと厚き御沙汰ありしとぞ。学校の事を度々幕府へ仰立ちられ、漸く御請になり、未だ建築にならざる先に崩御なりたり。孝明の朝に、漸く龐材を以て日御門前に講堂を造営せらる。学習院と名付られたり。

会説会での〈御児〉の役割はやはりメッセンジャーに過ぎないが、会説会を盛んに行つた仁孝天皇は「御児」にも業務の合間には読書をするように厳命していたという。会説会参加者は近習衆に限定されていたため、元服後ほぼ近習入りする〈御児〉にも一定の学問レベルを期待するようになっていたと考えられる。

2 〈御児〉の宿直

宿直に関する逸話からも、〈御児〉の業務の一端を窺うことができる。

【史料一八】『槐記』続編巻第二 享保一七年（一七三二）八月

九日条⁽⁸⁶⁾

○八月九日、参候、（富小路重直）右京大夫、拙、後光明院ハ、近代ニテハ及大御器量ノ天子ニテマシマス。飽マデ御慈悲フカクマシマシテ、飽クマテ嚴重ニテ、恐レ奉ルコトタ、ナラズト也。愛宕故大納言殿ノ御咄ニモ、毎度承リシト、右京大夫申シ上ラル。仰ニ毎度御キ、アソバシタルコト、唯々

世ニモ恐シク侍リシト語ラル。此大納言モタマ二人ハアラス、当世又アルマジキ人間也。ヤス丸トテ後光明院見ニテアリシホドニ、ソダチ各別也ト。（中略）

○（近衛家照の）御咄ニ、後光明院ノ御トキ、（唐橋ノ某ハ才鈍キ人ニテ、ミナ若キ衆中ノナブリモノナリシニ、或夜詰番ニ、番所ニギヤカ二人々ノ大笑ノ声ノキコエシヲ、御前ニ聞召サレテ、ヤス丸ヲ召ヲ、アレナニゴトニカ見テ参レト仰ラレシヲ、走りカヘリテ、唐橋ニ哆羅尼舞ヲマヘト、人々ニ進メラレテ舞ヘルニヨソト申シタリ、然ラハ其方今一度走り行テ、我モ哆羅尼舞ヲ覚ヘタリ舞ベシトテ、立並テ舞ヘトノ詔也。ヤス丸、ワレハ存ゼネバ、イカテカハト申上ラレタリシニ、サリトモイカヤウニモマヘト、仰アリケルホドニ、ヤガテ行テ右ノゴトクマハレシカハ、人々興サメテヒソ／＼ト成ケル、ヤス丸カヘリテ其ノ通りヲ申シ上タレハ、ヒト／＼ノ人ヲ問ハセラレタルノミニテ止ヌ。総ジテ思召如此御憐愍ニテ、又厳烈イワンカタナシ。夜学ナドアソバシテ、更レバ児達ノネブリコケテアルヲ、女中ヲ召テハ衣服ニテモ著セヨカシト、仰アリケルト也。

近衛家の家礼である富小路重直（一六九二～一七四三）の語るところによると、議奏も勤めた愛宕通福（一六三五～九九）は後光明天皇（在一六四三～五四）の禁中見だったという。また近衛家照（一六六七～一七三六）の「御咄」によると、ある夜後光明は、外様番所で宿直の公家衆が「唐橋」（在村（一五九二～一六七五）か）を

笑いものにしてゐるのを聞きつけ、〈御児〉の通福を遣わしてこれをやめさせた。一方で「夜学」をしている際に「児達」が寝てしまつと、女中を呼び、衣を掛けてやつたという。

【史料一九】『閑窓自語』廿六 桃園院恩顧事

甘露寺前大納言篤長卿、童のあひた桃園院めしつかはさせ給ふ。《近代児二人内々うちにめしつかはる例なり。院にもあり》かのちこいとあてにらうたけなりければ、人しれす心をか(見)け、るをいか、きこしめしけん。とのゐしける夜、人しつめて、(篤長)かの児きたりて、まめやかにかたらふほとに、時義をはかりしに、内々(桃園の)叡慮にてきたれりとなむあるは、御前にて、ものな(給う)たふにも、かの児にはわか前をやくせよと、御(桃園の)気色ありしとかや。予(紀光)微弱のあひたといへとも、恩顧身にあまれり。(後略)随筆『閑窓自語』の著者柳原紀光(宝暦一〇年(一七六〇)一五歳で近習小番出仕)は禁中児(宝暦七年(九歳)一同一二年)の甘露寺多喜丸篤長を慕っていた。ある夜、皆が寝静まる頃、近習番衆所で宿直していた紀光のもとへ篤長がやってきた。思慕の念を察した桃園天皇(宝暦一二年二三歳で没)の内々の叡慮によって来たといひ、公家衆へ物を下賜する際にも紀光への給仕を担当するよう天皇の意向があつたという。

〈御児〉は近習衆やその他の廷臣よりも天皇の身近におり、天皇の私的な意向を体现する存在として、「表」の役人にはない親密さを有していた。

3 〈御児〉の仕事場

嘉永六年(一八五三)九月二三日、御学問所南砌で蹴鞠が催され、孝明天皇は御簾の中からこの様子を見物した。⁽⁸⁷⁾明治期に宮内省先帝御事蹟取調掛によって編纂された『孝明天皇紀』の「付図」の一枚には、御簾前の簀子縁に円座を敷き赤や青のカラフルな小袖を着た禁中児二人が描かれている。⁽⁸⁸⁾

明治天皇へ献上された三条実万・実美父子の伝記絵巻である『三条実美公履歴』は、もと三条家家臣尾崎三良の原案をもとに、東久世通禧が詞書を清書し、禁裏や三条家に入出入りしていた日本画家田中有美の絵を添えた実証性の高い史料である。⁽⁸⁹⁾【図3】は、安政五年(一八五八)条約無勅許調印に関し、孝明天皇(右端)の前で前武家伝奏三条実万が関白九条尚忠・武家伝奏万里小路正房・同広橋光成を詰問した様子を描いている。孝明は逆鱗し九条の頭を打擲したとの噂も流れた。⁽⁹⁰⁾場所は御学問所上段間で、派手な千鳥柄を着た〈御児〉らは天皇と同じ室内にいる。同じく【図4】は、同年八月水戸藩へ戊午の密勅を下す直前の様子で、実万が孝明を諫めている場面である。場所は御小座敷上の間で、〈御児〉は一步退いたところまで待機している。〈奥〉に出仕し「何処迄も」ついていく〈御児〉は、幕末の重要事件の際にも天皇の傍らに侍していた。



【図4】御小座敷での〈御児〉



【図3】御学問所での〈御児〉

『七卿回天史絵巻 三条実美公履歴』（マツノ書店，1994）より，原カラー

おわりに

室町後期、財政・人員面で大幅に規模を縮小した朝廷・禁裏は、未元服者をも小番に動員することによって成り立っていた。近世に武家の統一政権が成立すると、その強力な支援のもと再編が進められる。新家取立に伴う人員の増加によって小番出仕にも下限が定められ、元服未満の者は〈御児〉として天皇や女院に出仕した。〈御児〉は後宮と〈奥〉の境界的存在として、女官や武家伝奏らとともに幕府から役料を支給され公認された。

〈御児〉は新家・外様の子弟を中心に選ばれた。彼らは外戚にならない後宮関係者で、「御定」によって正規の昇進ルートから排除された、役付しない可能性の高い者たちであった。次男以下からの採用・取立も減少傾向を見せる。

しかし、〈御児〉は天皇の「私的」空間である〈奥〉に出仕し、議奏と天皇の間を取り次ぐ存在であり、閔白・武家伝奏らとの面会にも立ち会った。議奏を介さなければならぬ「非職」の堂上公家衆と比べ、天皇・上皇との物理的距離は著しく近かった。また能力によらず縁故による採用は「派閥」の発生をもたらす。

〈御児〉には宝暦事件の処罰者が散見される。しかしその殆どは事件当時の桃園天皇ではなく、先代・先々代に出仕していた者達である。仕えていた天皇が早世し、いったん人間関係をリセットされ

た状態でその直系の天皇に仕えているため、事件時の天皇と近習の関係は処罰の過酷さからイメージするほど親密なものではなかったのではないかと。むしろ、〈御児〉どうしの横の繋がりの強さが想像される。

公武合体を推進したとされ文久二年(一八六二)の政変で失脚した廷臣の岩倉具視・久我建通・千種有文・富小路敬直と女官の堀河紀子・今城重子の六名(「四奸二嬪」)のうち、敬直は父没後禁中・近習として孝明天皇の側近く仕えており、具視の子具定も父に連座し罷免させられるまで禁中・近習を勤めていた。彼らはいずれも血縁・姻戚関係にあり、女官・〈御児〉・近習の連携によって〈奥〉に影響をもったと考えられる。

宝曆事件の近習小番衆や、幕末の岩倉具視ら「四奸二嬪」のように、天皇個人と〈奥〉がクローズアップされると、彼ら〈御児〉出身者も政治的に「浮上」する機会を得ることになる。〈御児〉と政治との関係については検討すべき点が多く、別稿を期したい。

本稿では基礎的な研究の不足する〈御児〉について、制度的考察を試みた。特に後期を中心としており、前期の実態は不明な点が残った。今後は、天皇との親疎や個性、各時期の政治構造との関係等、具体的な検討を進めていきたい。

注

(1) 本稿では、元服前の稚児のうち、貴人に近侍したものを〈御児〉と

総称し、出任対象によって天皇―禁中・上皇―院中・儲君・皇太子―東宮・女院―女院児、と表記する。また撰家にも非公公式の〈御児〉がいた(富小路永貞「永貞卿記」(東京大学史料編纂所(以下、東大史料)所蔵)延宝五年(一六七七)五月一四日条)。永貞の子貞維は一〇歳で叙爵するまで家礼関係にある近衛家で生活していた。行儀見習いや、乳兄弟にあたる近衛家熙の学友としての役割を期待されたものと考えられる。

また門跡寺院のなかでも、知恩院にだけは公式に「御児」が付属されていた。家康の命により付属されたともいわれ(松浦静山「甲子夜話三篇」卷之十四(中村幸彦・中野三敬校訂「甲子夜話三篇」八、東洋文庫、平凡社、一九八二。三七七頁)、唯一の浄土宗門跡であり、代々將軍猶子の親王が入寺する特別な寺院(高埜利彦「幕藩制国家と本末体制」『歴史学研究』別冊特集 一九七九年度歴史学研究会大会報告、一九七九。改題「近世国家と本末体制」同「近世日本の国家権力と宗教」東京大学出版会、一九八九所収)であったことと関係すると思われるが、詳細は後考を期す。

(2) 本稿では東大史料所蔵の陽明文庫本写真帳を使用した。
 (3) 深井雅海・藤實久美子編『近世公家名鑑編年集成』(一)二六、終風舎、二〇〇九(二〇一四)。

(4) 櫻井秀「江戸時代の宮廷に於ける侍児の生活」(上・下、『歴史と地理』四・二・四・三、一九一九。同『風俗史の研究』宝文館、一九二九所収)。

(5) 河端実英「近世に於ける公家服飾の史的的研究(第五回)」(『学苑』三九九、一九七三) 四頁。

(6) 河端実英「近世に於ける公家語(女房語)の新研究(上)」(『学苑』五〇七、一九八二)二二頁。同論文は「公家語集成」(『学苑』二五三、

- 一九六一)を初出とし、「公家語の研究」(『学苑』四三二、一九七五)、「近世に於ける公家語(女房語)の研究」(『学苑』四七九、一九七九)と増補訂正を重ねた最終稿である。
- (7) 河崎実英編『有職故実図鑑』(東京堂出版、一九七二)二二七・二九五頁。
- (8) 山口和夫「天皇・院と公家集団―編成の進展と近世朝廷の自律化、階層制について―」(『歴史学研究』七二六、一九九八)、同「朝廷と公家社会」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』六 近世社会論、東京大学出版会、二〇〇五)等。ともに同『近世日本政治史と朝廷』(吉川弘文館、二〇一七)に再録。
- (9) 仙波ひとみ「幕末朝廷における近臣―その政治的活躍のメカニズム―」(家近良樹編『もうひとつの明治維新―幕末史の再検討―』大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書第一六冊、有志舎、二〇〇六)。
- (10) 村和明「十八世紀の朝廷と職制―皇嗣付三卿を中心に―」(藤田寛編『十八世紀日本の政治と外交』史学会シンポジウム叢書、山川出版社、二〇一〇。加筆・改題「皇嗣付の職制と天皇・上皇」同『近世の朝廷制度と朝幕関係』吉川弘文館、二〇一三所収、一五七頁)。
- (11) 今江広道「江戸時代の武家伝奏―久我信通「公武御用雑記」を中心に―」(高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』高橋隆三先生喜寿記念論集、続群書類従完成会、一九七〇)、久保貴子「江戸時代の公家と武家―公家から武家への身分移動―」(早稲田大学教育学部学術研究―地理学・歴史学・社会科学編―四、一九九三)。
- (12) 奥野高広「皇室御経済史の研究」後篇(『歎史学叢書』中央公論社、一九四四。国書刊行会、一九八二再刊)、村和明「一七世紀中期における江戸幕府の朝廷政策について―公家の家領・家禄・役料を中心に―」(『歴史学研究』八九六、二〇一三)。加筆・改稿「公家の知行・役料と家網政権」同『近世の朝廷制度と朝幕関係』(東京大学出版会、二〇一三所収)。
- (13) 高橋博「近世の朝廷と女官制度」(吉川弘文館、二〇〇九)五頁。
- (14) 拙報告「江戸時代中後期の近習小番―選定方法とその実態―」(歴史学研究会日本近世史部会例会報告、二〇一六年一月二七日)。
- (15) 侍従職出任については、石山基陽「九歳より奉仕して」(長谷川卓郎編『明治大帝 附明治美談』大日本雄弁会社講談社、一九二七(キング)三・一一付録)、岡崎泰光「幼きものを幼きものとして」(同上)、坊城俊良「御晩年の大帝」(同上)、藪篤磨「奉仕十年」(同上)、日野西資博「明治天皇の御日常―子爵日野西資博談話速記―」(祖国社、一九五二)、園池公致「明治宮廷の思い出」(『世界』一二九、一九五六)、同「明治のお小姓」(二〇一六)―続明治宮廷の思い出―(『心』一〇・六―一一・六、一九五七―一九五八)、坊城俊良「宮中五十年」(明德出版社、一九六〇)、園池公致・長谷信昊・北小路三郎・坊城俊良・平松時賢・岡崎泰光・久世章業・山川三千子・甘露寺方房・穂稜英子・山口節子・甘露寺受長・伊達巽「明治大帝の御日常を偲び奉る」(『新民』一三・七、一九六二。改題「侍従と女官が明かした明治天皇の日常生活」『正論』三六五、二〇〇二再録)等、経験者の回顧録が多数存在する。
- (16) 『大阪朝日新聞』同日付、宮内官制要項「十三、勅奏任待遇職員中侍従職出任獵場監試補及び囑託員を廃止す」(神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・大阪朝日新聞 官吏(二・〇九九))。
- (17) 坪内定益・松浦信定「將軍の起居動作等」(『旧事諮問録』第一編、一九九一。進士慶幹校注『旧事諮問録―江戸幕府役人の証言―』上、岩波文庫、岩波書店、一九八六再録)、村井益男「こししょう 小性」(『国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』五、吉川弘文館、一九八五)、

- 深井雅海『江戸城―本丸御殿と幕府政治―』(中公新書、中央公論社、二〇〇八) 一三六―一三七頁等。
- (18) 高橋博前掲書、石田俊「近世朝廷における意思決定の構造と展開―「表」と「奥」の関係を中心に―」(『日本史研究』六一八、二〇一四) 一一二頁。
- (19) 天明大火後の寛政度造営御所では暫く再建されず、文化二年(一八〇五)再建されたため、**【図2】**では描かれていない(皇后御殿は寛政六年(一七九四)造営)。
- (20) 「光台一覽 卷之一・五」、早稲田大学図書館古典籍総合データベース参照。
- (21) 土御門泰重『泰重卿記』同月一四日条(武部敏夫・川田貞夫・本田慧子校訂『史料纂集 泰重卿記』第一、統群書類従完成会、一九九三。二四九頁)、黒川道祐『東西歴史記(野間光辰編)新修京都叢書』一、臨川書店、一九七一。一一三頁)。
- (22) 鳳林承章『隔黄記』万治元年(一六五八)二月五日条(赤松俊秀校註『隔黄記』四、鹿苑寺、一九六一。四三九頁)。
- (23) 『伊達政宗文書』一五七八号(仙台市史編さん委員会編『仙台市史』資料編一 伊達政宗文書二、仙台市、二〇〇三。三六二頁)・一七七号(同資料編二 伊達政宗文書三、仙台市、二〇〇五。五九頁)。
- (24) 『光台一覽』(故実叢書編集部編『改訂増補故実叢書』一〇、明治図書出版、一九九三。二五九頁)。
- (25) 田中暁龍「中近世の禁裏小番と武家昵近衆」(朝暮研究会編『近世の天皇・朝廷研究―大会成果報告集―』五、二〇一三)表二。
- (26) 中御門宣順「宣順卿記」(宮内庁書陵部所蔵)。
- (27) 西洞院時慶『時慶卿記』慶長九年九月一四日条(時慶記研究会編『時慶記』三、本願寺出版社、二〇〇八、二四四―二四五頁)。
- (28) 「野宮家譜」(東大史料所蔵)。定逸の父忠長は慶長一四年(一六〇九)猪熊事件に連座し流罪となっていた。
- (29) 「大内日記」(国立公文書館所蔵)寛永一四年(一六三七)八月一日条。
- (30) 「寛永行幸記」第一帖(国立国会図書館所蔵、国立国会図書館デジタルコレクション参照)。同史料については、問島由美子「寛永行幸記」絵巻について―四種類の古活字版とその覆刻整版と写本―『参考書誌研究』五五、二〇〇一)参照。
- (31) 以上、「東久世家譜」(東大史料所蔵)、久保貴子前掲論稿。通廉は権大納言久我通堅末子下津棒庵(肥後加藤家家臣)の三男。父没後遺領の内八〇石を相続したが、寛永九年(一六三二)加藤家改易後母と共に上洛した。寛永一七年(一六四〇)一月に元服した(仙洞児チサ丸)〔康道公記〕(東大史料所蔵)同月二〇日条)は実兄亀谷通尹か。
- (32) 平井誠二翻刻解題「資料紹介『雲上当時鈔』」(『大倉山論集』二二六、一九八九)。
- (33) 富小路永貞「永貞卿記」寛文五年(一六六五)二月一四日条、松田敬之「中・近世公家社会における家格上昇―地下官人より堂上への身分昇格運動―」(稲葉伸道 研究代表『日本前近代社会における下級官人の研究―真継家を中心として―』平成二三年度/平成一六年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(二))研究成果報告書、二〇〇五)二〇頁。
- (34) 前掲山口和夫「天皇・院と公家集団」。
- (35) 村和明「近世朝廷における公日記について―執次「詰所日記」の部類目録を中心に―」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』四、思文閣出版、二〇一三)。

- (36) 東大史料所蔵。酒井信彦「本所々蔵華族諸家提出の家譜について」(『東京大学史料編纂所報』一二、一九七八)参照。
- (37) その年の御目見以上の女官を列挙した「女房次第」に〈御児〉は出てこない。下級の三仲間以下を記載した文政七年「三御所女中名前」(宮内庁書陵部所蔵。高橋博「近世後期の三仲間に関する諸問題」(『人文』三、二〇〇五。前掲著書に再録。二一四頁)参照)のみ挙げられている。また柳原家旧蔵「諸事部類」(宮内庁書陵部所蔵)は宝永・明和期の公家日記から〈御児〉に関係する日付を抄出した一覧を載せるが、完全ではない。
- (38) 前掲山口和夫「天皇・院と公家集団」、一八六頁。
- (39) 寛延三年、故桜町上皇の遺詔として撰政一条道香が発した官位制度改革(橋本政宣「寛延三年の「官位御定」をめぐって」『東京大学史料編纂所研究紀要』二、一九九二。同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二再録)。それまで慶長期以後に創立された家とそれ以前から存在していた家とを分ける呼称に過ぎなかつた新家・旧家が堂上公家の家格として固定化され、以降新家の者は先例が無ければ参議・納言に昇進することが出来なくなるなど、旧家との差別化がはかられた。近世前期の院御所群立に対応して増加した新家の多くは、天皇早世の続く近世後期には刺員化し、官位昇進上排除されていった(前掲山口和夫「朝廷と公家社会」)。
- (40) 高橋博「朝廷運営における女官と勾当内侍」(同『近世の朝廷と女官制度』吉川弘文館、二〇〇九。一四一―一五頁)。
- (41) 松田敬之「次男坊たちの江戸時代―公家社会の〈厄介者〉―」(歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、二〇〇八)。同書二三八―二三九頁によれば、文政二〇年(一八二七)以降「補略」から新規の次男爵の記載がなくなる。実際の補任も一次史料からは確認できなくなる。
- (42) 前掲今江広道論稿。
- (43) 「松崎家譜」(東大史料所蔵)、岡田義治・初田亨「建築家松ヶ崎万長の初期の経歴と青木周蔵那須別邸―松ヶ崎万長の経歴と作品(その一)―」(『日本建築学会計画系論文集』五一四、一九九八)。
- (44) 近習小番衆は「近臣」と呼ばれたが、天皇の側近として政治に関与したのは議奏や武家伝奏等の役職に就いたものに限られた。
- (45) 奥野高広前掲書、三九七・三九九―四〇〇頁。
- (46) 村和明前掲書、四八―四九頁。公家の一人扶持は年一石七斗八升。奥野は一人扶持Ⅱ五合とする(前掲書三九九頁)。
- (47) 岩生成一監修、岡田信子・新城敏男・仙石鶴義・長尾正憲・村岡美恵子・渡辺和敏校訂『京都御役所向大概覚書』(上巻 清文堂史料叢書第五刊、清文堂出版、一九七三。一七四・五〇三頁)。
- (48) 山科忠言「山科忠言卿伝奏記」(宮内庁書陵部所蔵)文化一四年四月一日条。
- (49) 甘露寺方長「方長卿記」(国立公文書館所蔵)。以下、同日記による。
- (50) 同年四月一〇日に兄の時国が一四歳で没したため、叙爵を済ましていた部屋住の次男時光が嫡子となった。
- (51) 高橋博「近世中後期における禁裏女官の知行・居所」(同『近世の朝廷と女官制度』吉川弘文館、二〇〇九)二七一―二七二頁。東久世通禧は東宮児となった際に「賜児料拾石三人扶持」ったという(『東久世家譜』)。
- (52) 六条有庸「有庸卿記」(東北大学附属図書館狩野文庫所蔵)。本稿では東大史料所蔵写真帳を使用した。

- (53) 前掲拙報告。
- (54) 広橋勝胤『広橋兼胤公武御用日記』(東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 広橋兼胤公武御用日記』二、東京大学出版会、一九九二、六二～六三頁)。
- (55) 柳原隆光『隆光卿記』(東大史料所蔵)。前掲櫻井秀論稿では「某卿日記」として引用されている。
- (56) 村和明前掲書、二〇八頁。
- (57) 前掲櫻井秀論稿、四九一～四九三頁。
- (58) 高橋博『近世後期における掌侍の制度的検討』(『弘前大学国史研究』一一七、二〇〇四。前掲著書に再録)。
- (59) 柳原紀光『閑窓自語』(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第二期八、吉川弘文館、一九七四)。
- (60) 黒田日出男「女」か「稚児」か―寺院における「あいまい」な存在について―(『月刊百科』二七一、一九八五。同『姿としぐさの中心史―絵図と絵巻の風景から―』増補 平凡社ライブラリー、平凡社、二〇〇二所収)。
- (61) 東野治之「日記にみる藤原頼長の男色関係―王朝貴族のウィタ・セクスアリス―」(『ヒストリア』八四、一九七九。同『史料学遍歴』雄山閣、二〇一七再録)、五味文彦「院政期政治史断章」(同『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四)等。
- (62) 久保貴子『近世の朝廷運営―朝幕関係の展開―』(近世史研究叢書二、岩田書院、一九九八)、石田俊「靈元天皇の奥と東福門院」(『史林』九四・三、二〇一一)等。
- (63) 猪熊兼繁「維新前の公家」(朝日新聞社編『明治維新のころ』朝日新聞社、一九六八)、伊丹十三「天皇日常(猪熊兼繁先生講義録)」(『日本世間断大系』文藝春秋、一九七六。のち新潮文庫、新潮社、二〇〇五)。
- (64) 宮内庁編『明治天皇紀』(第一、吉川弘文館、一九六八)二七一頁。
- (65) 東久世通禧「東久世通禧日記」文久元年(一八六一)十一月一日条(霞会館華族資料調査委員会編『東久世通禧日記』上巻、霞会館、一九九二。三六二頁)等。
- (66) 篠崎維章「故実拾要」(故実叢書編集部編『改訂増補故実叢書』一〇、明治図書出版、一九九三。四〇〇頁)。
- (67) 「山科忠言卿伝奏記」同日条。
- (68) 国立公文書館所蔵。同館デジタルアーカイブで全体をカラーで閲覧できる。
- (69) 江口恒明「禁裏御用と絵師の「由緒」・「伝統」」(五十嵐公一・武田庸二郎・江口恒明『天皇の美術史』五 朝廷権威の復興と京都画壇 江戸時代後期、吉川弘文館、二〇一七。一〇四～一〇五頁)。なお、前田育徳会に同一本が存在することから、所功は「桜町殿行幸図」を、加賀前田家の依頼で作成したものを幕府に献上したのではないかとしている(所功「光格天皇の讓位式と『桜町殿行幸図』」『芸林』六六・一、二〇一七)。朝廷で作成したものの模写が前田家・幕府へ贈られた可能性もある。
- (70) 前掲『有職故実図鑑』、一〇六・二九五頁。
- (71) 勢多章甫「思ひの俣の記」巻二「〇御児は常は長絹の袴のみ着用す。正月・式日には直衣着用せり。出御の時には御前の簾外に着座す」(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第一期一三 新装版、吉川弘文館、一九九三。四〇頁)。
- (72) 裏辻公愛については、松田敬之前掲書、一二四～一三三頁参照。

- (73) 「表」の役人が奥向を軽視することもあった(高橋博前掲書、二八三～二八四頁)。
- (74) 下橋敬長談『幕末ノ宮廷』(宮内省図書寮一九二二。羽倉敬尚注・解説、大久保利謙補『幕末の宮廷』東洋文庫三五三、平凡社、一九七九)。
- (75) 前掲仙波ひとみ論稿、一一八～一二〇頁。
- (76) 勢多章甫『思ひの俣の記』(前掲)。
- (77) 東久世通禧「孝明天皇御幼時の御事実」(『史談速記録』四二、一八九七。史談会編『史談会速記録』合本八、原書房、一九七二再録)。
- (78) 湿気除け・邪気払いのため蒼朮(ホソバオケラの根茎)を燻蒸(焚香)した。
- (79) 岡谷繁実(一八三五～一九二〇)。旧館林藩士。『名将言行録』の著者。
- (80) 倉橋泰聡『議奏加勢備忘』(日本史籍協会編『議奏加勢備忘』一、日本史籍協会叢書六六、東京大学出版会、一九七〇。一一三～一二七頁)。
- (81) 「国事」とは「大政の枠外に発生した問題群」であり、外交や長州処分等の問題をさす(井上勲「開国と幕末の動乱」同編『開国と幕末の動乱』日本の時代史二〇、吉川弘文館、二〇〇四。三六～三八、七〇～七二頁)。
- (82) 盛田帝子「光格天皇と宮廷歌会―寛政期を例に―」『雅俗』九、二〇〇二。改題「光格天皇と寛政期の宮廷歌会」同『近世雅文壇の研究―光格天皇と賀茂季鷹を中心に―』汲古書院、二〇一三再録。一〇七～一〇八頁、佐藤雄介「近世後期の朝廷財政と江戸幕府―寛政く文化期を中心に―」(朝幕研究会編『近世の天皇・朝廷研究―大会成果報告集―』一、学習院大学人文科学研究所、二〇〇八。改題「寛政―文化期の朝廷財政と光格天皇」同『近世の朝廷財政と江戸幕府』東京大学出版会、二〇一六再録。一七三～一七五頁)。
- (83) 藤田寛「国政に対する朝廷の存在」(辻達也編『日本の近世』二 天皇と将軍、中央公論社、一九九一。同『近世天皇論―近世天皇研究の意義と課題―』清文堂出版、二〇一一再録)、佐竹朋子「学習院学問所設立の歴史的意义」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』二、二〇〇三)等。
- (84) 元の曾先之が中国正史から故事を抄出したダイジェスト版。初学者の入門書とされる。
- (85) 文章博士は菅原氏から選ばれ、紀伝道(中国史)教授を担当。明経博士は清原氏から選ばれ、明経道(儒学)教授を担当した。
- (86) 近衛家熙口授・山科道安記『槐記』(高頭忠造編、黒川真頼・小杉楳邨・井上頼因校閲、雛田千佳良・西脇玉峯校正『史料大観』第三巻 記録部 槐記、哲学書院、一九〇〇)四四～四五頁。傍注の〔 〕内は国文学研究資料館所蔵本による。
- (87) 宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』同日条所収「御学問所南庭蹴鞠記」(宮内庁蔵版 二、平安神宮、一九六七。一四四～一四九頁)「御覧所へ出御(簾中)、児賣子出座、右大臣・内大臣等着座」。
- (88) 「孝明天皇紀附図」(宮内庁宮内公文書館所蔵、書陵部所蔵資料目録・画像公開システムで公開中)のうち、「嘉永六年九月二十三日蹴鞠御覧図(御学問所南庭)」。
- (89) 東久世通禧詞書、田中有美画『三条実美公履歴』(一～五、三条実美公履歴発行所、一九〇七。改題復刻『七卿回天史総巻 三条実美公履歴』維新回顧録叢書、マツノ書店、一九九四)。尾崎三良「故三条公履歴総巻のこと」(『尾崎三良自序略伝』下巻 中公文庫、中央公論社、一九八〇)参照。

(90) 『井伊家史料』(東京大学史料編纂所編『大日本維新史料』類纂之部
井伊家史料九、東京大学出版会、一九七五。二一七頁)。

ENGLISH SUMMARY
On “Ochigo” in the Noble Society
of the Early Modern Imperial Court

HAYASHI Daiki

This article examines “Ochigo”, who served the emperors, retired emperors, and “*Myōin*” in the Early Modern Imperial Court. There is insufficient research on “Ochigo”, who were children of *Kuge* before adults goes to “*Oku*” of the Imperial place.

The author first examined the description in *Kodainchiran* which is a book of ancient practices in the first half of the 18th century.

At the beginning of the early modern era, children of *Kuge* who were raised by maids and retired Emperors before adult were given allowance from the Tokugawa Shogunate and were officially recognized, becoming known as “Ochigo”.

Next, the author created a list of “Ochigo”. “Ochigo” became more popular from the house belonging to *shinke* and *tozama-koban*, it went off the career course. However, “Ochigo” were more familiar to the Emperor than *kinjin-koban* and other courtiers.

“Ochigo” was adopted on “Chogi” meaning the agreement of the Emperor, *Kampaku*, *Buketensō* and *Giso*, but that personnel selection was based on the network of “*Oku*”.

Key Words: “Ochigo” (imperial page), list, *Kodainchiran*, allowance, “*Oku*” (personal business)